

令和 8 (2026) 年度

# 大学院便覧・授業要項

(健康科学研究科)



青森県立保健大学大学院

Aomori University of Health and Welfare Graduate School of Health Sciences

# 目 次

I	学事暦	
	○学事暦	1
II	履修の概要・学修支援環境	
	○履修の概要	3
	1 授業時間	
	2 既修得単位の認定	
	3 履修登録	
	4 成績評価	
	5 GPA制度について	
	6 研究発表実績の報告	
	7 中間発表会、公開審査会及び公開発表会への出席について	
	8 情報伝達	
	○学修支援環境	5
	1 事務局（教務学生課）	
	2 図書館	
	3 Webex®	
	4 講義室、院生研究室、大学院情報処理室	
	5 各種研究助成について	
	○その他	7
	1 健康科学研究科における最優秀学修賞、優秀学修賞の選考について	
III	博士前期課程	
	1 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー	8
	2 取得できる学位、修了要件	11
	3 修了までのスケジュール	12
	① 研究計画書 ② 研究計画書の審査 ③ 倫理審査 ④ 研究協力依頼	
	⑤ 修士論文(課題研究論文)中間発表会 ⑥ 修士論文(課題研究論文)公開審査会	
	4 履修基準	21
	5 論文申請要領	22
	6 学位（修士）審査基準	29
IV	博士後期課程	
	1 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー	30
	2 取得できる学位、修了要件	31
	3 修了までのスケジュール	32
	① 研究計画書 ② 研究計画書の審査 ③ 倫理審査 ④ 研究協力依頼	
	⑤ 博士論文中間発表会 ⑥ 博士論文公開発表会	
	4 履修基準	39
	5 論文申請要領	40
	6 学位（博士）審査基準	49
V	関係規程等	
	1 大学院学則	50
	2 大学院履修規程	77
	3 学位規程	83
	4 研究倫理規程	94
	5 大学院再入学規程	115

# I 学 事 曆



## 令和8年度(2026年度)学事暦

### ◆前期◆

入 学 式： 4月 3日 (金)

ガ イ ダ ン ス： 4月 3日 (金)

定 期 健 康 診 断： 4月 6日 (月)

履 修 登 録 期 間： 4月 3日 (金) ～ 4月 10日 (金)

(前期・後期・通年開講科目全ての登録)

履 修 登 録 確 認 期 間： 4月 13日 (月) ～ 4月 17日 (金)

M・D中間発表会： 4月 18日 (土)

(Mは4月と10月の発表会のどちらかで発表すること)

前 期 授 業 開 始： 4月 20日 (月)

サ マ ー ス ク ー リ ン グ 期 間<sup>\*</sup>： 8月 2日 (日) ～ 8月 7日 (金)

※ 大学院の講義は土日/夜間開講が中心ですが、この期間は、平日/昼間も講義を開講します。

県外から多くの著名な先生方をお招きしますので、普段は遠距離からのオンライン受講が中心となる方も、ぜひ青森に来て、対面での受講や直接指導教員等とやり取りできる機会としてもらえればと思います。青森市は「ねぶた」開催期間ですが、大学院生の皆さんは本学の簡易宿泊施設をご利用いただけます。この貴重な機会を存分に活用してください。なお、平日昼間の開講のため仕事の関係でオンライン講義の出席が出来ない場合、オンデマンドでの後日受講が可能となるよう、各講師の先生方にはお願いしています。(オンデマンドの可否は科目によって異なります。詳細は各科目のシラバスをご確認ください。)

### ◆後期◆

履 修 登 録 及 び 履 修 登 録 確 認 期 間： 9月 24日 (木) ～ 10月 2日 (金)

(後期復学者及び前期登録内容に変更希望のある者のみ)

後 期 授 業 開 始： 10月 1日 (木)

大 学 祭： 10月 10日 (土) ～ 10月 11日 (日)

M 中 間 発 表 会： 10月 18日 (日)

M論文審査・最終試験： 1月 29日 (金) ～ 2月 6日 (土)

D論文審査・最終試験： 1月 29日 (金) ～ 2月 6日 (土)

M 公 開 審 査 会： 2月 7日 (日)

D 公 開 発 表 会： 2月 13日 (土)

学 位 記 授 与 式： 3月 10日 (水)

**【令和8年(2026年)9月修了生に適用される行事】**

M 中 間 発 表 会： 4月 18日 (土)

論文審査・最終試験： 7月 2日 (木) ～ 17日 (金)

M 公 開 審 査 会： 7月 18日 (土)

D 公 開 発 表 会： 7月 18日 (土)

D 中 間 発 表 会： 2月 13日 (土) ※令和9年(2027年)9月修了生

※ M…博士前期課程、D…博士後期課程

令和8年度(2026年度)青森県立保健大学大学院 学事暦

	月	火	水	木	金	土	日
					入学式/ガイダンス 履修登録		履修登録
30							
4月	定期健康診断 履修登録	履修登録	履修登録	履修登録	履修登録		履修登録
6						M(3月・9月)/D(3月) 中間発表会	
13	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認		
20	前期授業開始						
27			昭和の日				憲法記念日
5月	みどりの日	こどもの日	振替休日				
4							
11							
18							
25							
6月							
1							
8							
15							
22							
29							
7月							
6							
13						M(9月)公開審査会 D(9月)公開発表会	
20	海の日						
27							
8月							
3							オープンキャンパス
10		山の日					
17					大学院入試 (学内推薦選抜)		
24				大学院入試 (学内推薦選抜 予備日)			
31							
9月							
7						(学部社会人・学士、 編入学者選抜)	
14							秋分の日
21	敬老の日	国民の休日	秋分の日	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認
28		履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認	履修登録確認		
10月							
5						(大学祭)	(大学祭)
12	スポーツの日					大学院入試 (第1期)	M(3月)中間発表会
19							
26							
11月							
2		文化の日					
9							
16							
23	勤労感謝の日					(学部学校推薦選抜)	
30							
12月							
7							
14							
21							
28							
1月							
4							
11	成人の日				共通テスト準備 (午後休講)	(大学院入学共通テスト)	(大学院入学共通テスト)
18							
25							
2月							
1						大学院入試 (第2期)	M(3月)公開審査会
8				建国記念の日		D(9月)中間発表会 D(3月)公開発表会	
15							
22		天皇誕生日		(学部前期日程試験)			
3月							
1							
8			学位記授与式		(学部後期日程試験)		
15							
22	春分の日						
29							

【入学選抜試験】

- ・大学院学内推薦選抜
- ・大学院入学選抜試験(第1期募集)
- ・大学院入学選抜試験(第2期募集)

【関係行事等】

- ・オープンキャンパス
- ・大学祭

令和8年8月21日※予備日8月27日  
 令和8年10月17日  
 令和9年2月6日  
 令和8年8月9日  
 令和8年10月10日、11日

<参考・学部入学選抜試験日程>

- ・社会人・学士選抜、編入学者選抜
- ・学校推薦型選抜
- ・大学院入学共通テスト
- ・前期日程入学試験
- ・後期日程入学試験

※学内立入禁止

令和8年9月12日  
 令和8年11月28日  
 令和9年1月16日、17日  
 令和9年2月25日  
 令和9年3月12日

## Ⅱ 履修の概要・ 学修支援環境



# ○履修の概要

## 1 授業時間

時 限	授 業 時 間
第1時限	8：40～10：10
第2時限	10：20～11：50
第3時限	12：40～14：10
第4時限	14：20～15：50
第5時限	16：00～17：30
第6時限	17：40～19：10
第7時限	19：20～20：50

## 2 既修得単位の認定

他の大学院等において修得した単位について、教育上有益と認めるときには、10単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものとして単位を認定する場合があります。

この認定を受けようとする場合は、下記の履修登録の期間内に申請する必要があります。希望者は、入学後すぐに教務学生課に問い合わせてください。

## 3 履修登録

当該年度の開講科目全てについて、4月に履修希望を取ります。履修基準やシラバスを参照し、必ず指導教員の指導を受けた上で、指定期日までに行ってください。

履修希望の提出等詳細については、別途通知します。

## 4 成績評価

各科目の成績評価方法はシラバスに記載しています。出席数が授業実施時間数の3分の2に満たない場合は、成績評価の対象外となりますので注意してください。

成績は、科目ごとに次のように評価されます。

判 定		合 格			不 合 格
評 価	評 語	A	B	C	D
	点数	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下

## 5 GPA 制度について

### 【GPA制度とは】

世界標準的な大学での成績評価の方法。欧米の大学で一般的に使われており、留学の際など学力を測る指標となる。公平な成績評価指標として導入する大学が増えている。

科目毎の評点に応じたポイント（Grade Point＝GP）にその科目の単位数を乗じた値の合計値を、履修総単位数で除し算定する。

### (1) GPA の算定方法

$\bullet \text{GP} = (\text{評点} - 55) \div 10 \quad (\geq 0) \quad \text{※}0.5\text{未満は切捨て}$
$\bullet \text{GPA} = \frac{(\text{科目の GP} \times \text{単位数}) \text{の合計}}{\text{総履修登録単位数}} \quad \text{※小数点第 3 位以下は切捨て}$

#### 【例】

生命・研究倫理（1 単位）78 点、調査研究方法論（1 単位）60 点、健康情報論（2 単位）59 点、  
学術英語読解（2 単位）95 点である場合

$$\text{GPA} = \frac{1 \times 2.3 + 1 \times 0.5 + 2 \times 0 + 2 \times 4.0}{1 + 1 + 2 + 2} = \boxed{1.80}$$

### (2) GPA の使用目的について

学生に通知することにより学習意識の向上・啓発を図るとともに、授業料減免における学力基準判定等に用います。

### (3) 通知方法

事務支援システム Web 成績照会画面において評点、評価とともに表示します。

<https://campusj.auhw.ac.jp/campusweb/top.do>

### (4) 留意点

ア 再履修により履修する科目については、GPA 算定上評価を上書きするのではなく、不可となった評価部分も算定します。

イ 既修得単位認定科目及び学外で単位取得する科目は対象外です。

## 6 研究発表実績の報告

大学院の各課程（博士前期・後期課程）においては、特別研究及び指導教員・他の研究者との共同研究等によって得られた研究成果を、積極的に外部の学会や学術誌に発表することが望まれます。また、大学としても、大学院在学中及び修了後（博士前期課程…修了後 1 年間、博士後期課程…修了後 2 年間）に発表した研究業績の把握を行っています。

従って、毎年度 2 月末頃に、指導教員から報告依頼があった際には、ご協力をお願いします。

## 7 中間発表会、公開審査会及び公開発表会への出席について

中間発表会、公開審査会及び公開発表会については、大学院生の全員出席が原則となっています。仕事の都合等で当日の対面出席が困難な場合は、オンラインでの出席も可能です。出席方法等の詳細については、都度お知らせします。

## 8 情報伝達

皆さんへの連絡は、①学生用電子メールアドレス、②Webex、③キャンパスメイトの 3 つです。

修了に至るまでの重要な伝達事項や、講義関連の課題提出や時間割変更等を常時発信していますので、メールの転送設定や Webex アプリのダウンロードなど、常にチェックできる体制を整えるようにしてください。（詳細についてはガイダンス時にお知らせします。）

# ○学修支援環境

## 1 事務局（教務学生課）

事務局の窓口対応時間 8：30～17：15

（ただし、週休日（土、日曜日）、休日（祝祭日、年末年始）は取り扱いません。）

※ 研究費で購入した物品の受け取りなどについては、柔軟に対応しますので、適宜事務局大学院担当にメールでご相談ください。

## 2 図書館

利用の詳細、開館日については、図書館ホームページを参照してください。

<https://www.auhw.ac.jp/library/>

### ※無人開館について

図書館では、通常の開館時間のほか、下記の時間帯に職員不在の無人開館を実施します。

無人開館の利用対象者は、大学院生、教職員および学部学生です。

### （無人開館時間）

曜 日	授業期間	長期休業期間
平 日	(朝) 6：00～8：45 (夜) 19：00～24：00 ※ 8：45～19：00通常開館	(朝) 6：00～8：45 (夜) 17：00～24：00 ※8：45～17：00通常開館
第1・第3 土曜日	(朝) 6：00～10：00 (夜) 16：00～24：00 ※10：00～16：00通常開館	6：00～24：00 ※休館日のため通常開館なし
日・祝及び 第2・第4・第5土曜日	6：00～24：00 ※休館日のため通常開館なし	6：00～24：00 ※休館日のため通常開館なし

## 3 Webex®

本学では Web 会議システムとして Webex®を主に使用しています。遠隔授業に使用する他にも、講義ごとにスペースを作り課題の提出や時間割の調整など、大学院の講義等を円滑に行うツールとして広く使用しています。

大学院生全員にアカウントを付与していますので、大学院生間での情報の共有や意見交換などにも積極的に活用してください。

オンラインでの授業出席の機会が多くなる大学院生は、特に PC、Web カメラ、ヘッドセット（マイク）など、授業に支障をきたさないよう、必要な環境を整えるようにしてください。

Webex®の他、講師のリクエストにより Zoom®等を使用することもあります。

## 4 講義室、院生研究室、大学院情報処理室

【C棟2階】N-講義室1、Web-ラーニング講義室・研修室2：主に大学院の講義で使用する教室

【C棟3階】N-講義室2：公開発表会、特別講義などで使用する教室

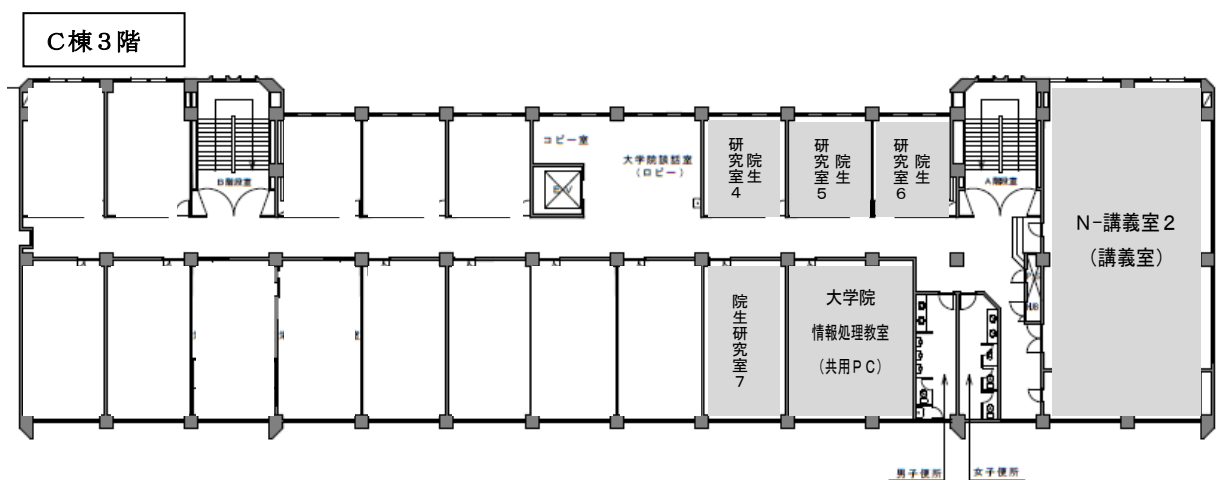
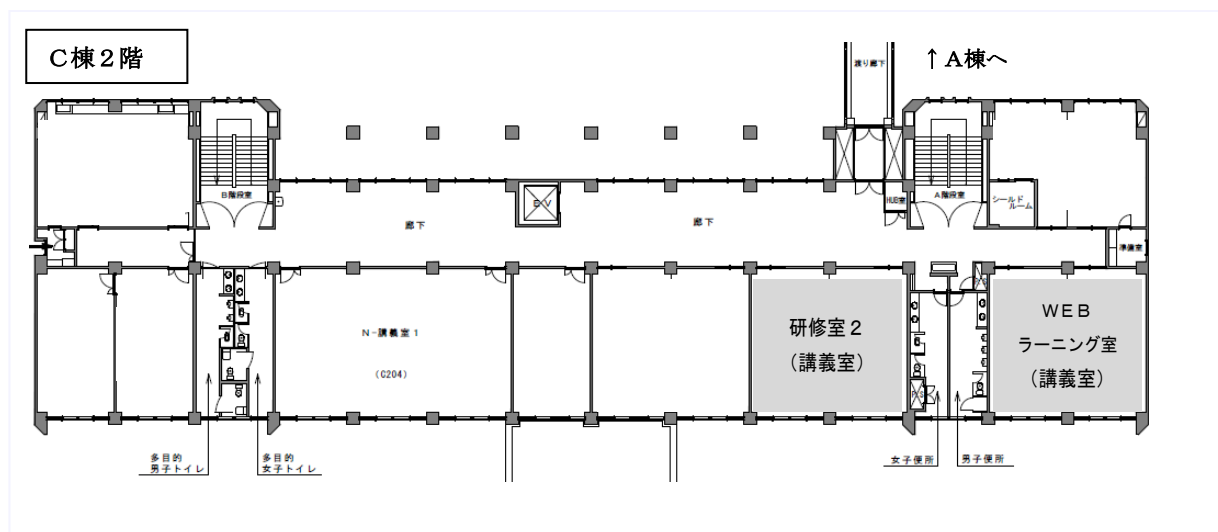
大学院情報処理室：プリンタ、※PC、データ移行用USBメモリ常設。

大学院生全員が使用可能

※PCはプリンタによる印刷用に設置しているものであり、大学院生は各自が所有するデバイス（ノートPC等）を持ち込んだうえで作業し、プリンタによる印刷は、上記のUSBメモリに各自のデバイスからデータをコピーし、印刷用PCに差し込んだうえで行ってください。  
注）印刷後はUSBからデータを確実に消去してください。

- ・院生研究室4：M（保健・医療・福祉政策システム領域）
- ・院生研究室5：M（基礎研究・実用技術領域）
- ・院生研究室6：D（全領域）
- ・院生研究室7：M（対人ケアマネジメント領域）

常時使用する大学院生の希望者に、院生研究室4～7を割り当てます。また、大学院情報処理室は、全大学院生が共用で使用できます。（下記案内図のとおり）



## 5 各種研究助成について

本学ヘルスプロモーション戦略研究センターでは、大学院生を含めた若手研究者の研究促進のため、各種助成を行っています。詳細は各募集要項等を確認してください。

## ○その他

### 1 健康科学研究科における最優秀学修賞、優秀学修賞の選考について

研究科では、当該年度の修了生（9月修了生含む）を対象に、博士前期課程・博士後期課程からそれぞれ1名ずつ最優秀学修賞、優秀学修賞候補者の選考を行います。受賞者は、学位記授与式において表彰を受けます。

以下の項目から総合的に判断して、候補者の選考を行います。

- ・ 公開発表会、公開審査会におけるプレゼンテーション
- ・ 在学期間におけるGPA
- ・ 学術学会発表件数
- ・ 原著学術論文の受理・掲載件数（博士後期のみ）
- ・ その他特記事項



# Ⅲ 博士前期課程

○修業年限：2年（長期履修制度3年）

○研究領域：

保健・医療・福祉政策システム領域

対人ケアマネジメント領域

基礎研究・実用技術領域

CNS（専門看護師）コース



## [健康科学研究科 博士前期課程]

### カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

博士前期課程のカリキュラムは、「基盤科目」、「専門科目」、「特別研究・課題研究」で構成し、これらをもってディプロマ・ポリシーに掲げた能力を育成します。

なお、CNS(専門看護師)コースについては、一般社団法人日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準に基づき、科目等を設定しています。

#### 1 全学位プログラム共通

研究や実践の基盤となる知識や保健、医療及び福祉分野における最先端の知識や技術を修得できるよう科目を配置する。さらに多様な価値観への理解、倫理観に関する内容について、講義、演習を通して、授業形態に応じてアクティブラーニングを適宜取り入れる。

#### 2 全学位プログラム共通

保健、医療及び福祉分野における現代的問題や課題の提示とそれらの解決につながる方策や理論、分析方法及び研究や課題研究を推進する方法や成果の発信方法が身につくよう科目を配置する。研究指導や修士論文作成の指導においては少人数ゼミ方式を取り入れる。

#### 3 学位プログラム別の科目配置について

以下のとおり、学位プログラム別に科目を配置し、講義、演習、実験等におけるプレゼンや議論に加え、アクティブラーニングを適宜取り入れて行う。

なお、「CNSコース」においては、講義・演習・実習では、事前・事後課題、事例分析やグループ討議、フィールドワークにより、主体的に学ぶ方法、専門性を高める方法を取り入れ、看護実践能力の向上を目指す。

##### (1) 修士（健康科学）

健康課題に対する科学的・理論的分析方法と論理的思考法、判断基準を身につけるための科目を配置する。

##### (2) 修士（看護学）

高度な専門的知識と技術を体系的に学び、看護実践能力向上を図るための科目を配置する。

なお「CNSコース」では、専門看護師としての高度な看護実践、教育、相談、専門職者間の調整、倫理的課題の調整ができる専門科目の講義・演習・実習科目を配置する。

##### (3) 修士（社会福祉学）

保健・福祉政策・マネジメント、社会福祉学の科目群を配置して、専門性の向上と、専門分野や職種の垣根を越えた臨床実践能力を涵養し、実践的・実証的・政策的研究を推進・活用・評価の方法を身につけるための科目を配置する。

#### (4) 修士（公衆衛生学）

疫学、生物統計学、保健政策・医療管理学、環境産業保健学、社会行動科学、その他基盤科目・専門科目を配置し、公衆衛生上の課題に対する科学的・理論的分析方法と明確化とその解決方法、保健・医療・福祉システムの構築、政策の考案と評価法を身につけるための科目を配置する。

#### 4 学修成果の評価方法（全学位プログラム共通）

(1) 成績評価は、各科目の到達目標に沿って、学生の授業での積極的な態度、プレゼンテーション、レポートあるいは筆記試験等の評価項目とその割合を定め、シラバスに記載し学生に示す。

(2) 学位論文（修士）の評価については、学位審査基準に基づいて、論文審査委員会（主査1名、副査2名）が学位論文の内容、最終試験（口頭試問）ならびに公開審査会における発表により、多角的かつ厳格に審査する。大学院研究科委員会では、その評価結果を審議し、可否を決定する。

### **ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）**

大学院健康科学研究科博士前期課程では、本学の「ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成する」という理念のもと、所定の教育課程において修了要件となる単位数を修得するとともに、特別研究又は課題研究の成果として提出された学位論文の審査及び最終試験に合格し、コースワークやリサーチワークを通して、次の知識・能力を身につけた者に修士の学位を授与します。

#### 1 全学位プログラム共通

学際的な学びと多様な価値観の理解を通じて、保健、医療及び福祉分野の研究・実践に必要な知識、倫理観を身につける。

#### 2 全学位プログラム共通

保健、医療及び福祉分野における問題や課題を科学的・論理的に考察し、専門的な研究・実践に活用できる。また、得られた成果を国内外に発信できる。

#### 3 学位プログラム別

##### 3-1 修士（健康科学）

健康科学に関する学際的な知識に基づき、実験的手法や調査を通じて得た知見を体系化し、分析する能力を習得する。さらに、保健、医療及び福祉分野において直面する課題の解決や、科学的根拠に基づく実践に寄与する能力を身につける。

##### 3-2 修士（看護学）

保健、医療及び福祉分野における看護実践の事象や課題について、知識を体系化して理論と関連づけながら分析し、質の高い看護実践能力を身につける。

「CNS コース」では上記に加え、次の知識・能力を身につけることを求めます。

(1) 専門領域に精通した臨床判断に基づき、ケアとキュアを統合した高度な看護実践能力を身につける。

(2) リーダーシップを発揮して多職種や組織と連携・協働し、専門領域の看護実践の変革を推進する能力を身につける。

### 3-3 修士（社会福祉学）

生活者や地域社会が抱える多様なニーズを、ミクロ・メゾ・マクロの各視点から客観的かつ体系的に捉える能力を身につける。さらに、ソーシャルワークおよび社会福祉政策を理論的・実践的に探究し、保健・医療・司法・教育・行政など多分野と連携しながら社会的課題に取り組むスキルを習得する。

### 3-4 修士（公衆衛生学）

公衆衛生におけるシステムの構造や構築プロセス、その現状と課題を包括的に理解する力を身につける。また、地域社会や国際的な健康課題の解決に貢献できるよう、科学的根拠に基づく実践や政策を検討し、創造的な企画を立案・提言する能力を培う。

## 2 取得できる学位、修了要件

### (1) 取得できる学位

修士（健康科学）

修士（看護学）

修士（社会福祉学）

修士（公衆衛生学）

### 【CNS（専門看護師）コース】

CNS（専門看護師）コースを修了すると、修士（看護学）が取得できます。

また、以下の専門看護師の受験資格を取得できます。

がん看護専門看護師（がん看護学領域専攻）

感染症看護専門看護師（感染看護学領域専攻）

老人看護専門看護師（老年看護学領域専攻）

### (2) 修了要件

本課程に2年以上在学し、所定の単位（各領域の必要単位数は、大学院履修規程の別表を参照）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとしています。

ただし、CNSコースにおいて専門看護師の認定を目指す者、修士（社会福祉学）の学位取得を目指す者で実践課題コースを選択する者は、実習、演習等科目の履修及び特定の課題についての研究成果をもって修士論文の審査に代えるものとします。

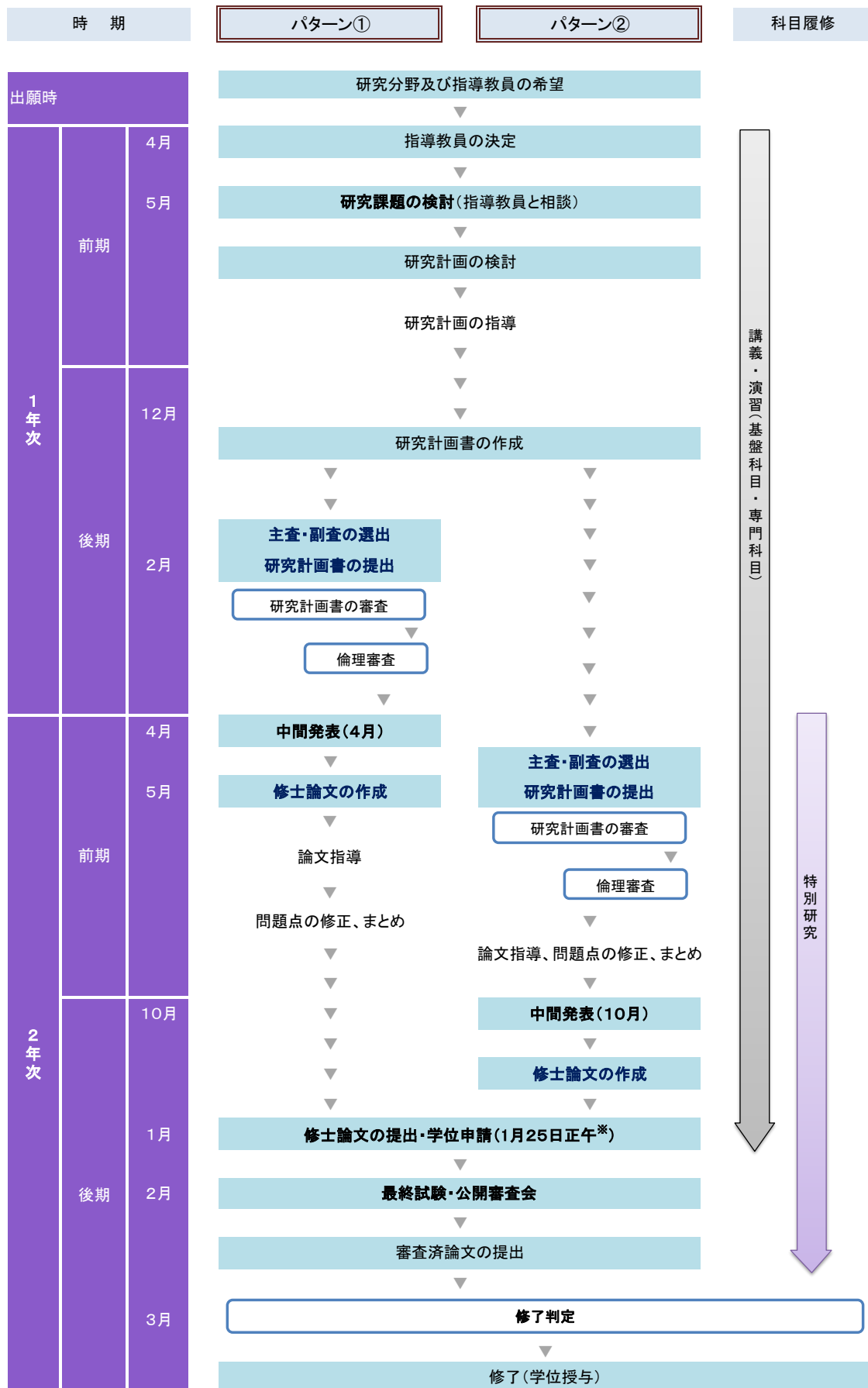
## 3 修了までのスケジュール

履修及び研究等のスケジュールについては、次ページ以降を参照してください。

修了までの期間については、通常は2年、長期履修制度は3年となります。

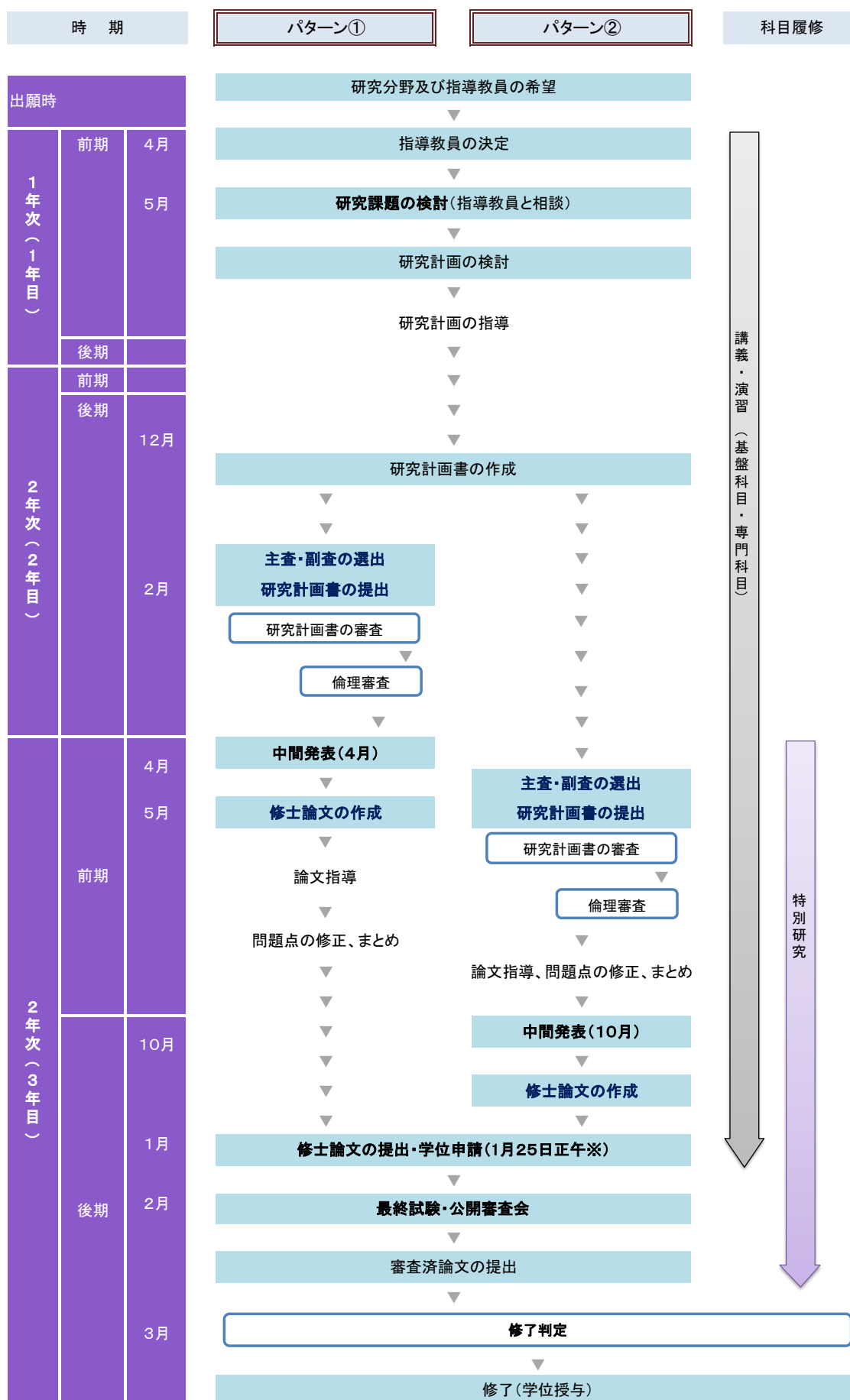
（CNSコースを選択した場合は、通常期間の2年のみ）

## 博士前期課程 修了までのスケジュール(2年)



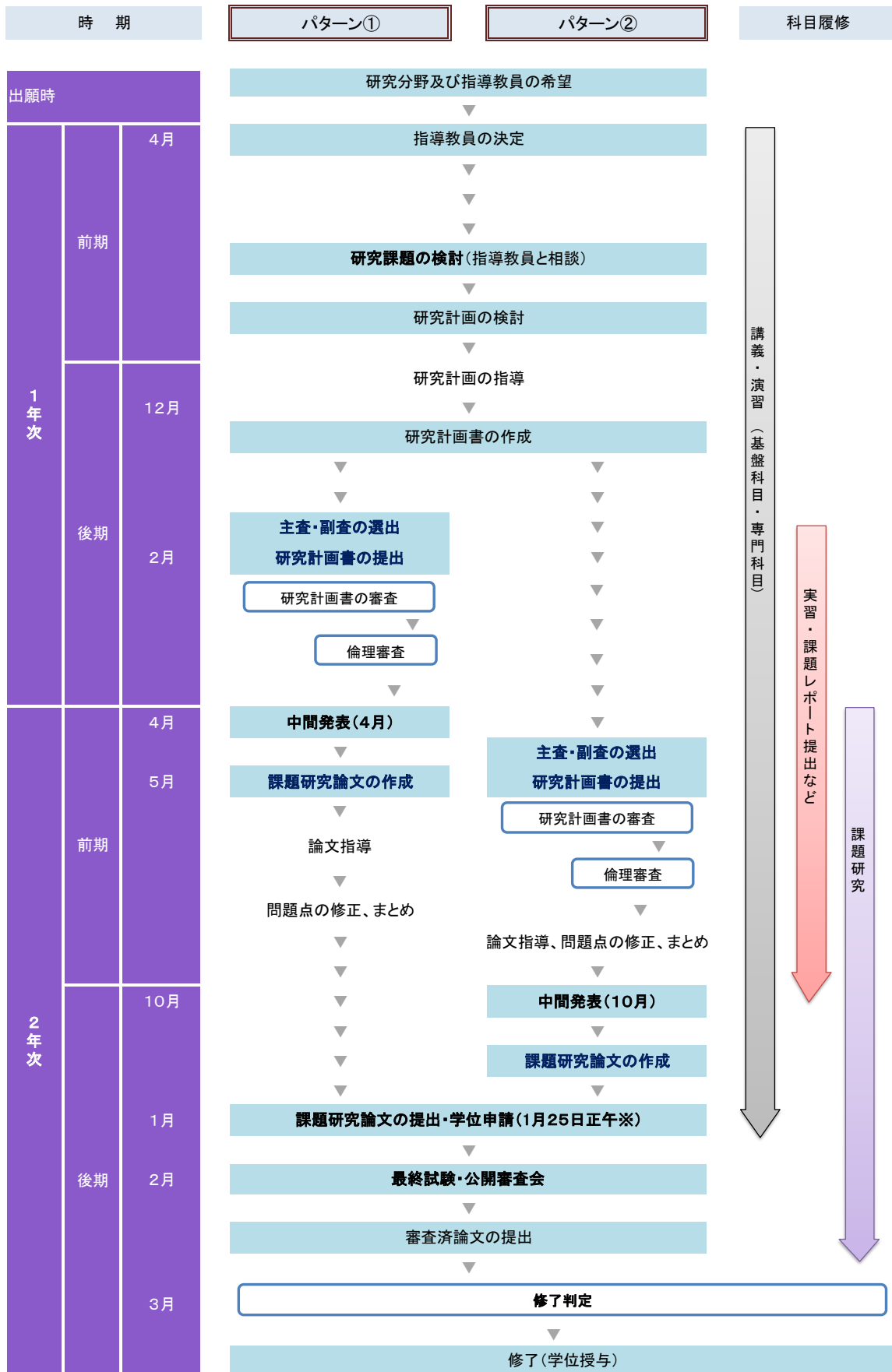
※25日が金、土、日曜日の場合は、25日より前の直近の木曜日となります。

# 博士前期課程 修了までのスケジュール(長期履修制度3年)



※25日が金、土、日曜日の場合は、25日より前の直近の木曜日となります。

# 修士(社会福祉学)実践課題コースおよび博士前期課程CNSコース 修了までのスケジュール(2年)



※25日が金、土、日曜日の場合は、25日より前の直近の木曜日となります。

## ① 研究計画書

博士前期課程学生は、自身の遂行しようとする研究について、指導教員の指導の下「研究計画書」を作成し、次のとおり提出するものとします。

### 1 提出期限

(1) 2月研究開始：1年次の2月末（長期履修制度の場合、2年次（2年目）の2月末）

(2) 5月研究開始：2年次の5月末（長期履修制度の場合、2年次（3年目）の5月末）

※期限までに提出できなかった者は、2年次の11月末（長期履修制度の場合、2年次（3年目）の11月末）までに提出すること。ただし、修了は半年延期となる。

### 2 提出先・提出方法

事務局教務学生課へのメール（cc:指導教員）によるデータ提出

※印刷順に1つのPDFファイルに結合して提出すること。

### 3 様式・体裁

構成は次の「研究計画書の様式」のとおりとし、A4サイズ片面印刷、字数は1行40字程度、行数は40行程度、マージンは上20mm、下20mm、右20mm、左20mmとし、表紙を除いて5～10ページとすること。

## \* 研究計画書の様式

**表紙**（指定様式を使用すること）

研究テーマ

**内容**

### I 研究テーマの背景や目的など（以下の項目を中心に記載してください）

(1) 研究テーマに関する課題や背景（着想に至った経緯など）

(2) 研究の意義および目的

(3) 研究の学術的な特色

(4) 本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか

(5) 結果の予測・期待される成果

### II 文献の検討

関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ

### III 研究方法

(1) 研究デザイン

(2) 研究の前提

(3) 用語の定義

(4) データ収集方法

(5) データ分析方法

(6) 倫理的配慮

### IV 研究を遂行するためのタイムスケジュール

### V 文献リスト

## ② 研究計画書の審査

研究計画書の内容について、論文審査委員会（主査1名、副査2名）による審査を行い、審査結果を主査から学生に通知します。

## ③ 研究倫理審査

研究計画書の審査で承認が得られた後は、研究倫理委員会の審査が必要となります。

毎月事務局からメールで連絡している提出方法等に従って、研究倫理審査申請書等一式をキャリア開発・研究推進課に提出してください。

詳細については、クラウドストレージ内の「研究倫理審査申請における留意事項」をご確認ください。なお、クラウドストレージへのアクセス方法については、別途お知らせします。

また、動物実験を行う研究の場合には、動物実験計画審査書類を提出することとなります。（研究倫理審査及び動物実験計画審査に関する提出書類の詳細についてはキャリア開発・研究推進課にお尋ねください）

## ④ 研究協力依頼

研究倫理審査で承認された特別研究において、調査先の施設等へ研究協力依頼文書を発送する必要がある場合の手順は次のとおりです。

### 1 差出人名が論文指導者（指導教員）の場合

院生は文書の原案を作成し、指導教員に提出する。指導教員は内容を確認したうえで許可を与え、院生が各自発送する。

### 2 差出人名が研究科長の場合

研究科長名の研究協力依頼文書が必要な場合（公文書を必要とする場合）は、次の手順で文書を発送する。

(1) 院生は文書の原案を作成し、文書発送予定日の 10 日前までに、事務局教務学生課へメールで提出する。

（発送する宛名、住所が記載されたリストを添付すること）

(2) 事務局は文書発送の起案を行い、指導教員経由で研究科長の決裁を得る。

(3) 事務局は研究科長の決裁を得た後で研究科長印を押す。

(4) 依頼文書を発送する。

#### ア 院生が発送する場合

事務局は文書が出来上がり次第、院生に連絡するので、連絡を受けた院生は事務局へ文書を受け取りに来て、各自発送する。

#### イ 事務局から発送する場合

文書の原案は事務局へ提出すること。

なお、送料（切手等）は研究費から支出するものとする。

（研究費の執行手続きは指導教員が行う。）

## ⑤ 修士論文（課題研究論文）中間発表会

研究計画書を提出した者は、中間発表会において、論文の中間発表を行います。基本的にオンライン配信も実施しますが、発表者はできる限り会場で発表してください。

### 1 開催日

(1) 2月研究開始：2年次の4月下旬

(長期履修制度の場合、2年次(3年目)の4月下旬)

(2) 5月研究開始：2年次の10月中旬

(長期履修制度の場合、2年次(3年目)の10月下旬)

※詳細は別途お知らせします。

### 2 発表の要領

#### (1) 発表時間

口頭発表 10分以内、質疑応答約 15分とする。

#### (2) 発表機器等

PC、プロジェクター等を使用する。

### 3 発表要旨集（レジュメ）

発表者は「修士論文/課題研究論文中間発表要旨」を作成し、別途指定される期日までに教務学生課へ提出すること。なお、発表要旨は聴講者にレジュメとして配布する。

### 4 聴講者

本学院生、学部学生、学内教員及び論文指導に携わった学外関係者とする。

## ⑥ 修士論文（課題研究論文）公開審査会

学位申請（論文提出）をした者は、公開審査会において論文の発表を行います。基本的にオンライン配信も実施しますが、発表者はできる限り会場で発表してください。

なお、公開審査会におけるプレゼンテーションは、最優秀学修賞、優秀学修賞選考基準の1つになっています。

### 1 開催日

2年次の2月中旬（長期履修制度の場合、2年次(3年目)の2月中旬)

※詳細は別途お知らせします。

### 2 発表の要領

#### (1) 発表時間

口頭発表 20分以内、質疑応答約 15分とする。

#### (2) 発表機器等

PC、プロジェクター等を使用する。

### 3 発表要旨集（レジュメ）

学位申請時に提出する「修士論文/課題研究論文要旨」を発表要旨集とし、聴講者にレジュメとして当日配布する。

### 4 聴講者

公開発表会のため限定しない。

(本学院生、学部学生、学内教員及び非常勤講師、学外関係者他)

## 中間発表会、公開審査会の特許等手続き上の証明について

中間発表会、公開審査会（以下「発表会等」という。）において文書をもって発表し、かつ下記(1)、(2)の手続きを取る場合には、その発明や考案は新規性を失わないことになっております。

- (1) 発表した日より1年以内に（発表会等抄録集発行日より起算）、その発明者が特許または実用新案について特許法第30条第2項の適用を受けようとする旨を記載した書面を、特許出願、または実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出する。
- (2) その発明、考案が当該発表会等において発表されたことを証明する「証明書」を出願日より30日以内に特許庁長官に提出する。

発表会等の抄録集に記載されている事項については、刊行物とみなされるので、当然に保護されます。一方、発表会等の抄録集に記載が無い事項についての発表を保護したいときには、別の書面を本学担当事務局<sup>\*</sup>に提出することとなります。そのためには以下ア、イの手続きを行ってください。

### ●発表会等の抄録集に記載が無い事項の保護に関する証明手続き

- ア 発表者は、発表に用いる原稿及びスライドやポスターの写し（以下「発表スライド等」という。）を予め研究科長に提出し、発表後、発表した事実を確認してもらいます。研究科長の確認を受けるには、文例1に示すような確認書を発表者が作成し、上記発表スライド等とともに予め研究科長に提出します。発表会等の抄録集に記載されたものと全く同文またはその写しを特許庁長官に提出する場合は、研究科長の確認は必要ありません。
- イ 出願者が本学発行の証明書を特許庁長官に提出するときは、研究科長の押印した確認書（文例1）1通、発表スライド等1通（正本、副本各1通ずつ）の他に、文例2に示すような証明書（本学担当事務局の控え1通を含む2通）をA4版用紙にて作成し、返信用封筒（宛名を記入し、切手を貼付する）を同封し、本学担当事務局に証明を請求してください。本学ではこの証明書に発表スライド等の正本1通を添付して返送します。

なお、発表者が連名である場合は、確認書・証明書・発表スライド等ともに全員の氏名を御記入ください。（パソコン等でタイプしたもので足り、押印は不要です。）発表時に特許出願の必要性が生じ、後日に研究科長の確認を得なければならない場合は、直接研究科長に御連絡下さい。

※ 担当事務局 青森県立保健大学 キャリア開発・研究推進課  
〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1  
電話 017-765-4085

【文例1】

確認書

公立大学法人青森県立保健大学 御中

令和 年 月 日

研究科長 ○○ ○○ 印

令和 年度博士前期課程 修士論文（中間発表会、公開審査会）において、添付の文書  
のとおり発表があったことを確認いたします。

記

発表日時 令和 年 月 日  
発表場所 青森県立保健大学 棟 教室  
発表者及びタイトル 青森花子、保健次郎 「△△の◇◇に関する研究」

- 注1 発表者が連名の場合には、「確認書」、「証明書」、「証明文書」、「添付文書」とも全員の名前を記入すること。
- 注2 発表後に特許出願、実用新案出願の必要が生じ、後日、研究科長による発表確認が必要な場合には、発表者が直接研究科長に連絡すること。

【文例2】

証明書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

公立大学法人青森県立保健大学  
理事長 ○○ ○○ 印

本学開校による、令和 年 月 日の令和 年度博士前期課程 修士論文（中間発表会、公開審査会）において、青森花子、保健次郎は添付の文書をもって発表したことを証明いたします。

記

発表日時 令和 年 月 日  
発表場所 青森県立保健大学 棟 教室  
発表者及びタイトル 青森花子、保健次郎 「△△の◇◇に関する研究」

- 注1 発表者が連名の場合には、「確認書」、「証明書」、「証明文書」、「添付文書」とも全員の名前を記入すること。
- 注2 発表後に特許出願、実用新案出願の必要が生じ、後日、研究科長による発表確認が必要な場合には、発表者が直接研究科長に連絡すること。

## 4 履修基準

### ◆修士（健康科学）

- ・ 基盤科目から「生命・研究倫理」1単位を必修
- ・ 基盤科目から5単位
- ・ 専門科目から8単位
- ・ その他基盤科目、専門科目から8単位以上
- ・ 特別研究8単位

詳細は68-69  
ページを参  
照。

計30単位

### ◆修士（看護学）

- ・ 基盤科目から「看護研究方法論」「看護倫理学」「看護理論特論」の3科目6単位を必修
- ・ 専門科目から「看護学特論Ⅰ・Ⅱ」「看護学演習Ⅰ・Ⅱ」の4科目8単位を必修
- ・ その他基盤科目、専門科目から8単位以上
- ・ 特別研究8単位

詳細は70-71  
ページを参  
照。

計30単位

### ◆修士（社会福祉学）研究コース

- ・ 基盤科目の指定科目から5単位を必修、3単位を選択必修
- ・ 専門科目から「保健・医療・福祉サービスマネジメント」2単位を必修
- ・ 専門科目の指定科目から8単位を必修、4単位を選択必修
- ・ 特別研究8単位

詳細は72ペー  
ジを参照。

計30単位

### ◆修士（社会福祉学）実践課題コース

- ・ 基盤科目の指定科目から5単位を必修、4単位を選択必修
- ・ 専門科目から「保健・医療・福祉サービスマネジメント」2単位を必修
- ・ 専門科目の指定科目から14単位を必修、3単位を選択必修
- ・ 課題研究2単位

詳細は73ペー  
ジを参照。

計30単位

### ◆修士（公衆衛生学）

- ・ コア領域区分から6単位を必修、6単位を選択必修
- ・ その他コア領域区分から10単位以上
- ・ 特別研究8単位

詳細は74ペー  
ジを参照。

計30単位

### ◆CNSコース／修士（看護学）

- がん看護学領域、感染看護学領域、老年看護学領域
- ・ 指定する科目から8単位を必修
- ・ 専門科目から30単位を必修
- ・ 課題研究2単位

詳細は75ペー  
ジを参照。

計40単位

**令和 8 (2026) 年度  
論文申請要領  
(博士前期課程)**



## ○修士論文・課題研究論文申請要領（3月修了生）

### 1 申請資格

本学大学院博士前期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得した者、または修得見込みの者。

### 2 申請及び審査のスケジュール

#### (1) 学位（修士）申請

##### ア 提出期限

2年次の1月25日正午（ただし、25日が金、土、日曜日の場合は25日より前の直近の木曜日となります。）

##### イ 提出書類

書類は電子ファイルで提出すること。

①学位（修士）申請書（本学学位規程様式第1号）PDFファイル

②修士論文/課題研究論文（要旨含む）PDFファイル

（③関係資料がある場合には、関係資料 PDFファイル）

※ ②及び③は印刷順に1つのPDFファイルに結合すること。

※ 要旨部分（2ページ以内）のみ、別途Wordファイルでも提出すること。

##### ウ 提出先・提出方法

教務学生課へメール（cc:指導教員）により提出する。

#### (2) 論文審査委員会による最終試験

2年次の1月下旬から2月上旬（別途お知らせします）

#### (3) 公開審査会

2年次の2月上旬から中旬（別途お知らせします）

#### (4) 審査済みの論文と要旨の提出 【製本原稿用】

##### ア 提出期限

2年次の2月中旬（別途お知らせします）

##### イ 提出書類

書類は電子ファイルで提出すること。

①修士論文/課題研究論文（要旨含む） PDFファイル

（データをそのまま製本利用します）

②修士論文/課題研究論文要旨 Wordファイル

※別紙様式により、3,000字程度で作成すること。

（図・表を含め、A4版、片面2枚以内）

（③関係資料がある場合には、関係資料）

##### ウ 提出先 教務学生課

#### (5) 修了判定

論文審査委員会における審査結果が研究科委員会で報告され、修了判定の審議が行われます。

### 3 提出する論文

修士論文。ただし、CNSコース及び修士（社会福祉学）学位取得希望者のうち実践課題コースを選択した者については、課題研究論文を提出する。

論文は、先行研究等についての十分な文献検討を経て、適切な倫理的配慮の下で、的確な研究手法に則り遂行され、その内容について、学術誌等への投稿と受理が見込めるものとしします。

### 4 提出論文の審査

提出論文の審査は、「青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（修士）審査基準」に基づき実施されます。

### 5 論文作成要領

指定の URL（別途お知らせします）から書式をダウンロードし、以下の要領に基づき作成してください。

#### (1) 体裁

- ア 用紙サイズ            A 4 版
- イ 本文の書き方        ①縦置き横書き  
                              ②字数は 1 行 40 字程度、行数は 40 行程度。  
                              ③文字のフォント 明朝、標準、10.5 ポイント  
                              \* 英文の場合は、ダブルスペース、左揃え  
                              ④マージン 上 20mm・下 20mm・右 20mm・左 20mm

#### (2) 構成概要

- 表紙                    (様式指定)
- 要旨                    (様式指定、学位申請時に提出する論文要旨と同一の様式)
- (要旨 (英文) 提出は任意とする)
- 目次
- 目次
- 表目次
- 図目次
- 本文
- 第 1 章 序論
- 第 2 章 文献の検討 (第 1 章序論の中に含めても可)
- 第 3 章 研究の方法と対象
- 第 4 章 結果
- 第 5 章 考察

## 第 6 章 結論

謝辞

引用文献

参考文献

付録・資料

※英文論文の場合は、和文論文の構成に準じる。

### (3) 頁と見出し

ア 頁は、下中央につける。本文の最初の頁より 1 ページとし、参考文献の最後の頁を最終頁とする。

イ 付録・資料の頁は、下中央につける。本文と区別するために、i, ii, iii とつける。

ウ 見出しをつける。

I .

1 .

1 )

(1)

①

### (4) 図表及び写真

ア 図表及び写真は、それぞれに図 1、表 1、写真 1 などの一連番号を付し、表題をつける。

イ 図表及び写真は、本文の該当する箇所に（図 1）と明示する。

ウ 本文中に挿入する図表及び写真を本文と別頁にする場合は、頁番号をつけずに本文の該当する頁の後に綴る。

### (5) 文献の記載様式

文献の記載は、以下のいずれかにより行う。

ア 投稿する雑誌（自身に関連する分野、領域）の記載方式に合わせる。

イ 以下いずれかの記載方式を使用する。

- ・ 科学技術情報流通技術基準方式
- ・ A P A 方式
- ・ 社会福祉学系の記載方式

## 「 タ イ ト ル 」

□□□□□□□□□□□□□□領域 (コース)

学 籍 番 号

氏 名

指 導 教 員 名

### I. 研究の意義・目的

### II. 研究方法

### III. 結果・考察

#### 【M中間発表会要旨 (様式)】

- ・ 中間発表会要旨集のレジユメとしても使用します。
- ・ A4、2枚以内で作成すること。
- ・ タイトルは「ゴシック 12ポイント 中央揃え」  
(「 」は消すこと)
- ・ 見出し (I. II. . . .) は「ゴシック 10.5ポイント」、本文は「明朝 10.5ポイント」とする。
- ・ マージン (余白) は上下左右各 20mm
- ・ 図、表等を付す場合は、図 1、表 1 などの番号を付けて文中に示すこと。

※このテキストボックスは削除して使用してください。

(西暦) 年度 青森県立保健大学大学院修士論文/課題研究論文

(タイトル)

**【M論文表紙（様式）】**

- ・ 1行目の「修士論文」「課題研究論文」の不要な方は消して使用してください。
- ・ 領域/コース記載例  
保健・医療・福祉政策システム領域  
※修士（社会福祉学）の学位取得を希望する者は、領域名の下に以下のいずれかを記入すること。  
修士（社会福祉学）研究コース  
修士（社会福祉学）実践課題コース

対人ケアマネジメント領域

基礎研究・実用技術領域

CNSコース（がん看護学領域）

CNSコース（感染看護学領域）

CNSコース（老年看護学領域）

※このテキストボックスは削除して使用してください。

□□□□□□□□□□□□□領域/コース

学 籍 番 号

氏 名

指 導 教 員 名

提 出 日 (西暦) 年 月 日

## 「 タ イ ト ル 」

□□□□□□□□□□□□□□領域 (コース)

学 籍 番 号

氏 名

指 導 教 員 名

### I. はじめに

### II. 研究方法

### III. 結 果

### IV. 考 察

#### 【M論文要旨 (様式)】

- 公開審査会要旨集のレジュメとしても使用します。
- A4、2枚以内で作成すること。
- タイトルは「ゴシック 12ポイント 中央揃え」  
(「 」は消すこと)
- 見出し (I. II. ...) は「ゴシック 10.5ポイント」、本文は「明朝 10.5ポイント」とする。
- マージン (余白) は上下左右各 20mm
- 図、表等を付す場合は、図 1、表 1 などの番号を付けて文中に示すこと。

※このテキストボックスは削除して使用してください。

**( English Title )**

Your Name (Student ID No.\*\*\*\*\*)  
Academic Supervisor: Professor  
Department of Public Health Social Welfare Policy  
Your Research Domain  
Graduate School of Health Sciences  
Aomori University of Health and Welfare

**[Objective]**

**[Methods]**

**[Results]**

**[Conclusion]**

**【 Abstract in English (Form) 】**

**Research Domain**

- >Health/Medical/Welfare Policy System Domain
- >Interpersonal Care Management Domain
- >Basic Research and Practical Technology Domain

**Font and Font Size**

The recommended font is Times New Roman and the recommended text font-size 10.5-point.

修士の学位を受ける者は、研究倫理教育を修了し、適当と認められる者に対して修士の学位を授与する。また、修士の学位審査はディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、学位論文、最終試験（口頭試問）並びに公開審査会において、以下の評価基準により総合的に評価する。

1. 学位論文（修士）評価基準（特別研究あるいは課題研究）

- (1) 研究の目的及び意義が明確に示されていること。
- (2) 研究テーマに関する課題や背景の分析が、文献や関連資料などにより十分になされ、問題点を的確に把握していること。
- (3) 研究の方法（対象の選定、調査方法、データ分析など）が適正であること。
- (4) 得られた結果の説明、考察が妥当であり、適切であること。
- (5) 論文全体の構成が適正であり、記述内容が論理的で、整合性を有していること。
- (6) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地から、独自性を有するものとなっていること。
- (7) 研究倫理が遵守されていること。

2. 最終試験（口頭試問）評価基準

1) 特別研究

- (1) 特別研究への取組や達成度が、一定の水準に達していること。
- (2) 特別研究の内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (3) 広汎な学識を備え、当該研究領域における研究能力と高度な専門性を必要とする職業を担うための専門知識を十分に身につけていること。

2) 課題研究

- (1) 課題研究への取組や達成度が、一定の水準にあること。
- (2) 研究内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (3) ケアとキュアの統合による高度な看護学の知識及び技術を十分に身につけていること。

3) 課題研究(修士(社会福祉学)実践課題コース)

- (1) 課題研究への取組や達成度が、一定の水準にあること。
- (2) 研究内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (3) ソーシャルワーク実践及び社会福祉学の知識や技術をもとに、課題解決に向けた方法論を身につけていること。

3. 公開審査会評価基準(特別研究及び課題研究)

- (1) 学位論文と発表内容に整合性があること。
- (2) 聴衆が理解を深めることができる明快かつ効果的なプレゼンテーションがなされていること。
- (3) 質問に対して的確かつ論理的な回答がなされていること。

4. 審査体制

学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された主査1名及び副査2名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

5. 審査方法

上記評価基準の全てについて、各領域の専門性や論文の特性も十分に考慮した上で総合的に判断し、一定の水準に達していると認められるものを合格とする。

# IV 博士後期課程

○修業年限：3年

○研究領域：

保健・医療・福祉政策システム領域

対人ケアマネジメント領域

基礎研究・実用技術領域



## **〔健康科学研究科 博士後期課程〕**

### **カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）**

博士後期課程のカリキュラムは、「共通科目」、「専門科目」、「特別研究」で構成し、これらをもってディプロマ・ポリシーに掲げた能力を育成します。

- (1) 「保健・医療・福祉政策システム」、「対人ケアマネジメント」、「基礎研究・実用技術」の3つの研究領域の研究特論とヒューマンケアについて、その理念や高度な専門知識を修得するための科目、研究の基盤となる方法論等を学際的・総合的な視点から修得できる科目、また、研究を深化させるための最先端の知識や技術にふれるような科目を配置する。
- (2) 倫理観と責任感を培い、自らが設定した特定の研究課題について、特定の職種の枠を越えた課題意識、着想、アプローチ方法等をもとに、主体的に研究を推進し、博士論文の成果を発信する能力を培う科目を配置する。

### 学修成果の評価方法

- (1) 成績評価は、各科目の到達目標に沿って、学生の授業での積極的な態度、プレゼンテーション、レポートあるいは筆記試験等の評価項目とその割合を定め、シラバスに記載し学生に示す。
- (2) 学位論文（博士）の評価については、学位審査基準に基づいて、論文審査委員会（主査1名、副査2名）が学位論文の内容、最終試験（口頭試問）における発表により、多角的かつ厳格に審査する。大学院研究科委員会では、その評価結果を審議し、可否を決定する。

### **ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）**

大学院健康科学研究科博士後期課程では、本学の「ヒューマンケアを实践できる人間性豊かな人材を育成する」という理念のもと、青森県立保健大学大学院学則に定められた教育課程の修了単位を修得し、特別研究の成果として提出された博士論文の最終審査に合格し、次に掲げる知識・能力を身につけた者に博士（健康科学）の学位を授与します。

- (1) 学際的・総合的な視点から高度な専門知識を統合し、新たな価値の創造につながる研究課題を見出すことができる。
- (2) 倫理観と責任感を持って、保健、医療及び福祉の諸課題の解決につながる研究や実践を主体的に遂行し、学術論文等としてその成果を社会に発信できる。

## 2 取得できる学位、修了要件

### (1) 取得できる学位

博士（健康科学）

### (2) 修了要件

本課程に3年以上在学し、所定の単位（16単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとしています。

## 3 修了までのスケジュール

履修及び研究等のスケジュールについては、次ページからを参照してください。  
修了までの期間は3年となります。

# 博士後期課程 修了までのスケジュール



※25日が金、土、日曜日の場合は、25日より前の直近の木曜日となります。

## ① 研究計画書

博士後期課程学生は、自身の遂行しようとする研究について、指導教員の指導の下で「研究計画書」を作成し、次のとおり提出するものとします。

### 1 提出期限

2年次の5月末

### 2 提出先・提出方法

事務局教務学生課へのメール（cc:指導教員）によるデータ提出

※印刷順に1つのPDFファイルに結合して提出すること。

### 3 様式・体裁

構成は次の「研究計画書の様式」のとおりとし、A4サイズ片面印刷、字数は1行40字程度、行数は40行程度、マージンは上20mm、下20mm、右20mm、左20mmとし、表紙を除いて5～10ページとすること。

## \* 研究計画書の様式

**表紙**（指定様式を使用すること）

研究テーマ

**内容**

### I 研究テーマの背景や目的など（以下の項目を中心に記載してください）

- (1) 研究テーマに関する課題や背景（着想に至った経緯など）
- (2) 研究の意義および目的
- (3) 研究の学術的な特色および独創的な点
- (4) 本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか
- (5) 結果の予測・期待される成果

### II 文献の検討

関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ

### III 研究方法

- (1) 研究デザイン
- (2) 研究の前提
- (3) 用語の定義
- (4) データ収集方法
- (5) データ分析方法
- (6) 倫理的配慮

### IV 研究を遂行するためのタイムスケジュール

### V 文献リスト

## ② 研究計画書の審査

研究計画書の内容について、論文審査委員会（主査1名、副査2名）による審査を行い、審査結果を主査から学生に通知します。

※副指導教員について

論文審査委員会（主査・副査2名）に加え、学生の希望により研究の進行に際し助言等を行う副指導教員を置くことが可能です。副指導教員のみを担当する場合は、研究計画書の審査や最終試験（後述）には加わりません。

## ③ 研究倫理審査

研究計画書の審査で承認が得られた後は、研究倫理委員会の審査が必要となります。

毎月事務局からメールで連絡している提出方法等に従って、研究倫理審査申請書等一式をキャリア開発・研究推進課に提出してください。

詳細については、クラウドストレージ内の「研究倫理審査申請における留意事項」をご確認ください。なお、クラウドストレージへのアクセス方法については、別途お知らせします。

また、動物実験を行う研究の場合には、動物実験計画審査書類を提出することとなります。

（研究倫理審査及び動物実験計画審査に関する提出書類の詳細についてはキャリア開発・研究推進課にお尋ねください）

## ④ 研究協力依頼

研究倫理審査で承認された特別研究において、調査先の施設等へ研究協力依頼文書を発送する必要がある場合の手順は次のとおりです。

### 1 差出人名が論文指導者（指導教員）の場合

院生は文書の原案を作成し、指導教員に提出する。指導教員は内容を確認したうえで許可を与え、院生が各自発送する。

### 2 差出人名が研究科長の場合

研究科長名の研究協力依頼文書が必要な場合(公文書を必要とする場合)は、次の手順で文書を発送する。

(1) 院生は文書の原案を作成し、文書発送予定日の10日前までに、事務局教務学生課へメールで提出する。

(発送する宛名、住所が記載されたリストを添付すること)

(2) 事務局は文書発送の起案を行い、指導教員経由で研究科長の決裁を得る。

(3) 事務局は研究科長の決裁を得た後で研究科長印を押す。

(4) 依頼文書を発送する。

#### ア 院生が発送する場合

事務局は文書が出来上がり次第、院生に連絡するので、連絡を受けた院生は事務局へ文書を受け取りに来て、各自発送する。

#### イ 事務局から発送する場合

文書の原案は事務局へ提出すること。

なお、送料（切手等）は研究費から支出するものとする。

（研究費の執行手続きは指導教員が行う。）

## ⑤ 博士論文中間発表会

研究計画書を提出した者は、中間発表会において、論文の中間発表を行います。基本的にオンライン配信も実施しますが、発表者はできる限り会場で発表してください。

### 1 開催日

3年次の4月下旬（別途お知らせします）

### 2 発表の要領

#### (1) 発表時間

口頭発表 20 分以内、質疑応答約 15 分とする。

#### (2) 発表機器

PC、プロジェクター等を使用する。

### 3 発表要旨集（レジュメ）

発表者は「博士論文中間発表要旨」を作成し、別途指定される期日までに教務学生課へ提出すること。なお、発表要旨は聴講者にレジュメとして配布する。

### 4 聴講者

本学院生、学部学生、学内教員及び論文指導に携わった学外関係者とする。

## ⑥ 博士論文公開発表会

学位申請（論文提出）をした者は、最終試験後に開催される公開発表会において論文の発表を行います。基本的にオンライン配信も実施しますが、発表者はできる限り会場で発表してください。

なお、公開発表会におけるプレゼンテーションは、最優秀学修賞、優秀学修賞選考基準の1つになっています。

### 1 開催日

3年次の2月中旬（別途お知らせします）

### 2 発表の要領

#### (1) 発表時間

口頭発表 30 分以内、質疑応答約 15 分とする。

#### (2) 発表機器

PC、プロジェクター等を使用する。

### 3 発表要旨集（レジュメ）

学位申請時に提出する「博士論文要旨」を発表要旨集とし、聴講者にレジュメとして配布する。

### 4 聴講者

公開発表会のため限定しない。

（本学院生、学部学生、学内教員及び非常勤講師、学外関係者他）

## 中間発表会、公開発表会の特許等手続き上の証明について

中間発表会、公開発表会（以下「発表会等」という。）において文書をもって発表し、かつ下記(1)、(2)の手続きを取る場合には、その発明や考案は新規性を失わないことになっております。

- (1) 発表した日より1年以内に（発表会等抄録集発行日より起算）、その発明者が特許または実用新案について特許法第30条第2項の適用を受けようとする旨を記載した書面を、特許出願、または実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出する。
- (2) その発明、考案が当該発表会等において発表されたことを証明する「証明書」を出願日より30日以内に特許庁長官に提出する。

発表会等の抄録集に記載されている事項については、刊行物とみなされるので、当然に保護されます。一方、発表会等の抄録集に記載が無い事項についての発表を保護したいときには、別の書面を本学担当事務局<sup>\*</sup>に提出することとなります。そのためには以下ア、イの手続きを行ってください。

### ●発表会等の抄録集に記載が無い事項の保護に関する証明手続き

- ア 発表者は、発表に用いる原稿及びスライドやポスターの写し（以下「発表スライド等」という。）を予め研究科長に提出し、発表後、発表した事実を確認してもらいます。研究科長の確認を受けるには、文例1に示すような確認書を発表者が作成し、上記発表スライド等とともに予め研究科長に提出します。発表会等の抄録集に記載されたものと全く同文またはその写しを特許庁長官に提出する場合は、研究科長の確認は必要ありません。
- イ 出願者が本学発行の証明書を特許庁長官に提出するときは、研究科長の押印した確認書（文例1）1通、発表スライド等1通（正本、副本各1通ずつ）の他に、文例2に示すような証明書（本学担当事務局の控え1通を含む2通）をA4版用紙にて作成し、返信用封筒（宛名を記入し、切手を貼付する）を同封し、本学担当事務局に証明を請求してください。本学ではこの証明書に発表スライド等の正本1通を添付して返送します。

なお、発表者が連名である場合は、確認書・証明書・発表スライド等とともに全員の氏名を御記入ください。（パソコン等でタイプしたもので足り、押印は不要です。）発表時に特許出願の必要性が生じ、後日に研究科長の確認を得なければならない場合は、直接研究科長に御連絡下さい。

※ 担当事務局 青森県立保健大学 キャリア開発・研究推進課  
〒030-8505 青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1  
電話 017-765-4085

【文例1】

確認書

公立大学法人青森県立保健大学 御中

令和 年 月 日

研究科長 ○○ ○○ 印

令和 年度博士前期課程 修士論文（中間発表会、公開審査会）において、添付の文書  
のとおり発表があったことを確認いたします。

記

発表日時 令和 年 月 日  
発表場所 青森県立保健大学 棟 教室  
発表者及びタイトル 青森花子、保健次郎 「△△の◇◇に関する研究」

- 注1 発表者が連名の場合には、「確認書」、「証明書」、「証明文書」、「添付文書」とも全員の名前を記入すること。
- 注2 発表後に特許出願、実用新案出願の必要が生じ、後日、研究科長による発表確認が必要な場合には、発表者が直接研究科長に連絡すること。

【文例2】

証明書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

公立大学法人青森県立保健大学  
理事長 ○○ ○○ 印

本学開権による、令和 年 月 日の令和 年度博士前期課程 修士論文（中間発表会、公開審査会）において、青森花子、保健次郎は添付の文書をもって発表したことを証明いたします。

記

発表日時 令和 年 月 日  
発表場所 青森県立保健大学 棟 教室  
発表者及びタイトル 青森花子、保健次郎 「△△の◇◇に関する研究」

- 注1 発表者が連名の場合には、「確認書」、「証明書」、「証明文書」、「添付文書」とも全員の名前を記入すること。
- 注2 発表後に特許出願、実用新案出願の必要が生じ、後日、研究科長による発表確認が必要な場合には、発表者が直接研究科長に連絡すること。

#### 4 履修基準

##### ◆履修基準（各領域共通）

共通科目から2単位以上

特別講義Ⅰ・Ⅱ並びに特別演習および特別研究14単位以上 計16単位

詳細は76ページ  
を参照。

**令和 8 (2026) 年度  
論文申請要領  
(博士後期課程)**



## ○博士論文申請要領（3月修了生）

### 1 論文提出資格審査申請

- (1) 提出書類 論文提出資格審査申請書（様式指定）
- (2) 提出期限 3年次の6月下旬（別途お知らせします。）
- (3) 提出先 教務学生課
- (4) 審査手順 研究科委員会で申請内容に基づき論文提出資格を審査し、審査結果について指導教員を経由し通知する。
- (5) 審査基準 ①提出時において、特別研究及び特別講義Ⅱを除く所定の単位を修得していること。  
②本学大学院博士後期課程の在学期間が1年6か月を超える者。

### 2 申請及び審査のスケジュール

#### (1) 学位（博士）申請

##### ア 提出期限

3年次の1月25日正午（ただし、25日が金、土、日曜日の場合は25日より前の直近の木曜日となります。）

##### イ 提出書類

書類は電子ファイルで提出すること。

①学位（博士）申請書（本学学位規程様式第1号）PDFファイル

②個人調書等（履歴書、教育研究業績書）PDFファイル

③博士論文（要旨含む）PDFファイル

（④関係資料がある場合には、関係資料）

⑤副論文 PDFファイル

⑥学会発表要旨（抄録） PDFファイル

※ ③～⑥はそれぞれ印刷順に1つのPDFファイルに結合すること。

※ 上記のうちPDFファイルでの提出が難しい書類がある場合、別途紙媒体（持参または郵送）による提出も可とします。

※ 要旨部分（2ページ以内）のみ、別途Wordファイルでも提出すること。

##### ウ 提出先・提出方法

教務学生課へメール（cc:指導教員）により提出する。

#### (2) 論文審査委員会による最終試験（口頭試問）

3年次の1月下旬から2月上旬（別途お知らせします）

#### (3) 公開発表会

3年次の2月中旬（別途お知らせします）

#### (4) 最終論文の提出

- ア 提出期限 3年次の2月中旬（別途お知らせします）
- イ 提出書類 書類は電子ファイルで提出すること。
  - ① 博士論文（要旨含む） PDFファイル  
（データをそのまま製本利用します）
  - ② 博士論文要旨（和文） Wordファイル
  - ③ 博士論文要旨（英文） Wordファイル
- ウ 提出先 教務学生課

#### (5) 修了判定

論文審査委員会における審査結果が研究科委員会で報告され、修了判定の審議が行われます。

### 3 提出する論文

博士論文（主論文）、副論文、並びに学会発表の要旨（又は抄録）を提出する。

#### (1) 主論文の要件

- ア 審査対象論文は1本とする。
- イ 本学博士後期課程在学中に作成された論文である。
- ウ 適切な倫理的配慮の下で行われた研究であること。
- エ 社会に広く公開され、引用される価値を有する内容であり、査読のある学術誌に刊行あるいは受理されていることが望ましい。
- オ 刊行あるいは刊行予定の共著論文の場合、申請者が筆頭者（あるいは equal contribution）であり、かつ共著者全員から学位論文として提出することの同意を書面（様式任意）により得ていること。
- カ 要旨（英文）を添付すること。なお、添付は最終論文の提出時でよい。

#### (2) 副論文の要件

- ア 博士論文の提出から遡って5年以内に作成された論文である。
- イ 査読のある学術誌または専門性の高い雑誌に掲載（受理後掲載予定を含む）あるいは著書として刊行されたものである。
- ウ 共著の場合には、申請者が筆頭者（あるいは equal contribution）であることが望ましい。

上記の条件を満たす論文のPDFファイル（内容要旨、又は抄録を含む）を1つ以上提出すること。

#### (3) 学会発表の要件

関係学会等の学術集会において、1回以上の発表経験（口頭ないし、示説発表の筆頭者として）をもつこと。（要旨（又は抄録）を提出すること）

#### 4 提出論文の審査

提出論文の審査は、「青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（博士）審査基準」に基づき実施されます。

#### 5 論文作成要領

指定の URL（別途お知らせします）から書式をダウンロードし、以下の要領に基づき作成してください。

##### (1) 体裁

- ア 用紙サイズ           A 4 版
- イ 本文の書き方       ①縦置き横書き  
                          ②字数は 1 行 40 字程度、行数は 40 行程度  
                          ③文字のフォント 明朝、標準、10.5 ポイント  
                          \* 英文の場合は、ダブルスペース、左揃え  
                          ④マージン 上 20mm・下 20mm・右 20mm・左 20mm

##### (2) 構成概要

- 表紙                   (様式指定)
  - 要旨 (和文)           (様式指定、学位申請時に提出する論文要旨と同一の様式)
  - 要旨 (英文)           (最終論文の提出時でよい)
  - 目次
    - 目次
    - 表目次
    - 図目次
  - 本文
    - 第 1 章 序論
    - 第 2 章 文献の検討 (第 1 章序論の中に含めても可)
    - 第 3 章 研究の方法と対象
    - 第 4 章 結果
    - 第 5 章 考察
    - 第 6 章 結論
  - 謝辞
  - 引用文献
  - 参考文献
  - 付録・資料
- ※英文論文の場合は、和文論文の構成に準じる。

##### (3) 頁と見出し

- ア 頁は、下中央につける。本文の最初の頁より 1 ページとし、参考文献の最後の頁を最終頁とする。

イ 付録・資料の頁は、下中央につける。本文と区別するために、i , ii , iii とつける。

ウ 見出しをつける。

I .

1 .

1 )

(1)

①

#### (4) 図表及び写真

ア 図表及び写真は、それぞれに図 1、表 1、写真 1 などの一連番号を付し、表題をつける。

イ 図表及び写真は、本文の該当する箇所に（図 1）と明示する。

ウ 本文中に挿入する図表及び写真を本文と別頁にする場合は、頁番号をつけずに本文の該当する頁の後に綴る。

#### (5) 文献の記載様式

文献の記載は、以下のいずれかにより行う。

ア 投稿する雑誌（自身に関連する分野、領域）の記載方式に合わせる。

イ 以下いずれかの記載方式を使用する。

- ・ 科学技術情報流通技術基準方式
- ・ A P A 方式
- ・ 社会福祉学系の記載方式

## 博士論文提出資格審査申請書

青森県立保健大学  
健康科学研究科長 殿

年 月 日

申請者 領 域 名  
学籍番号  
氏 名

下記に基づき、博士論文提出資格審査を申請します。

### 記

- 1 論文提出時取得済の単位及び科目名【例：ヒューマンケア科学特論（2単位）】

〔共通科目〕

〔専門科目〕

領域特別講義 I （2単位）

領域特別演習 （4単位）

- 2 論文提出時の在学期間【1年6か月を超えること】

年 月 日

## 「 タ イ ト ル 」

□□□□□□□□□□□□□□領域

学 籍 番 号

氏 名

指 導 教 員 名

### I. 研究の意義・目的

### II. 研究方法

### III. 結果・考察

#### 【D中間発表会要旨（様式）】

- ・ 中間発表会要旨集のレジユメとしても使用します。
- ・ A4、2枚以内で作成すること。
- ・ タイトルは「ゴシック 12ポイント 中央揃え」  
（「 」は消すこと）
- ・ 見出し（I. II.・・・）は「ゴシック 10.5ポイント」、本文は「明朝 10.5ポイント」とする。
- ・ マージン（余白）は上下左右各20mm
- ・ 図、表等を付す場合は、図1、表1などの番号を付けて文中に示すこと。

※このテキストボックスは削除して使用してください。

(西暦) 年度 青森県立保健大学大学院博士論文

(タイトル)

**【D 論文表紙 (様式)】**

・領域記載例

保健・医療・福祉政策システム領域

対人ケアマネジメント領域

基礎研究・実用技術領域

※このテキストボックスは削除して使用してください。

□□□□□□□□□□□□□□領域

学 籍 番 号

氏 名

指 導 教 員 名

提 出 日 (西暦) 年 月 日

# 「 タ イ ト ル 」

□□□□□□□□□□□□□□□□領域

学 籍 番 号

氏 名

指 導 教 員 名

## I. はじめに

## II. 研究方法

## III. 結 果

## IV. 考 察

### 【D論文要旨（様式）】

- ・ 公開発表会要旨集のレジюмеとしても使用します。
- ・ A4、2枚以内で作成すること。
- ・ タイトルは「ゴシック 12ポイント 中央揃え」（「」は消すこと）
- ・ 見出し（I. II.・・・）は「ゴシック 10.5ポイント」、本文は「明朝 10.5ポイント」とする。
- ・ マージン（余白）は上下左右各20mm
- ・ 図、表等を付す場合は、図1、表1などの番号を付けて文中に示すこと。

※このテキストボックスは削除して使用してください。

**( English Title )**

Your Name (Student ID No.\*\*\*\*\*)  
Academic Supervisor: Professor  
Department of Public Health Social Welfare Policy  
Your Research Domain  
Graduate School of Health Sciences  
Aomori University of Health and Welfare

[Objective]

[Methods]

[Results]

[Conclusion]

**【 Abstract in English (Form) 】**

**Research Domain**

- >Health/Medical/Welfare Policy System Domain
- >Interpersonal Care Management Domain
- >Basic Research and Practical Technology Domain

**Font and Font Size**

The recommended font is Times New Roman and the recommended text font-size 10.5-point.

## 青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（博士）審査基準

博士の学位を受ける者は、研究倫理教育を修了し、適当と認められる者に対して博士の学位を授与する。また、博士の学位審査はディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、学位論文及び最終試験（口頭試問）において、以下の評価基準により総合的に評価する。

### 1. 学位論文（博士）評価基準

- (1) 研究の背景、目的並びに意義が明確に示されていること。
- (2) 研究テーマに関する課題や背景の分析が、文献や関連資料などにより十分になされ、問題点を的確に把握していること。
- (3) 研究の方法（対象の選定、調査方法、データ分析など）が適正であること。
- (4) 論文の記述内容が論理的で整合性があり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成であるとともに、論理的に明確な結論が導かれていること。
- (5) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地に加え、国際的な学術水準及び学際的観点から見て、独創性や新規性の高いものとなっていること。
- (6) 研究倫理が遵守されていること。

### 2. 最終試験（口頭試問）

- (1) 研究課題の設定が申請された学位に対して妥当なものであり、問題意識が明確であること。
- (2) 研究への取組や達成度が、一定の水準に達していること。
- (3) 研究内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (4) 研究者として自立して活動するため、あるいは高度な専門職に従事するための広汎な学識と専門知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけていること。

### 3. 審査体制

学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された主査1名及び副査2名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

### 4. 審査方法

上記評価基準の全てについて、各領域の専門性や論文の特性も十分に考慮した上で総合的に判断し、一定の水準に達していると認められるものを合格とする。

# V 關係規程等



# 青森県立保健大学大学院学則

平成 20 年 4 月 1 日  
規 程 第 3 号  
(最終改正 令和 8 年 3 月 18 日)

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 青森県立保健大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、保健、医療及び福祉の連携、統合を図る教育・研究を推進し、保健、医療及び福祉に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、豊かな学識と高度な専門的能力を備えた人材を育成し、もって学術文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (評価)

第 2 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について、自ら又は外部の点検及び評価（以下「自己評価及び外部評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価及び外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

### (課程)

第 3 条 本学大学院の課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。

### (研究科、専攻及び学生定員)

第 4 条 本学大学院に、健康科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員は次の表のとおりとする。

専 攻	課 程	入学定員	収容定員
健康科学専攻	博士前期課程	23人	46人
	博士後期課程	8人	24人

### (職員)

第 5 条 本学大学院の職員は、青森県立保健大学（以下「本学」という。）の職員をもって充てる。

### (研究科長)

第 6 条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

### (研究科委員会)

第 7 条 本学に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会は、学長、研究科長及び研究科において特別研究・課題研究を担当する教授をもって構成する。ただし、必要に応じて、教授、准教授等の職員を加えることができる。

5 研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、前期及び後期の期間を変更することができる。

### (休業日)

第10条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日は、1年を通じ18週以内で学長が定める日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、必要がある場合は、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

## 第3章 大学院学生

### 第1節 修業年限

#### (修業年限)

第11条 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず博士前期課程においては、教育研究上の必要があると認められる場合には、学生の履修上の区分に応じ、その修業年限は2年を超えるものとすることができる。

（以下、本項により標準修業年限の2年を超えて履修できる制度を「長期履修制度」という。）

3 長期履修制度における修業年限は3年とする。

#### (在学年限)

第11条の2 本学大学院の在学年限は、前条第1項に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に定める長期履修制度の在学年限は、その修業年限の2倍を超えることができない。

### 第2節 入学等

#### (入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第13条第2項又は第17条若しくは第17条の2の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

#### (入学資格)

第13条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
  - (8) 学校教育法第83条に規定する大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
  - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
  - (10) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- (7) その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者（入学志願の手続）

第14条 本学大学院に入学を志願する者は、入学志願票に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第15条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学の許可）

第16条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定する期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者については、入学を許可する。

（転入学）

第17条 学長は、他の大学院に在学している者で、本学大学院への転入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に転入学を許可することができる。

（再入学）

第17条の2 学長は、本学大学院を修了した者又は退学した者で、本学大学院への再入学を志

願するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に再入学を許可することができる。

(転入学等の取扱い)

第18条 第17条又は第17条の2の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 第17条又は第17条の2の規定により入学を許可された者の在学年限については、第11条の2の規定にかかわらず、前項の規定により決定した在学すべき年数の2倍を超えることができない。

3 転入学及び再入学に際しては、第14条から第16条までの規定を準用する。

(転領域)

第19条 学長は、他の領域に転領域を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、相当年次に転領域を許可することができる。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第20条 本学大学院博士前期課程で開講する授業科目は、基盤科目及び専門科目とする。

2 博士後期課程で開講する授業科目は、共通科目及び専門科目とする。

(単位の計算方法)

第21条 本学大学院における単位の計算方法については、青森県立保健大学学則（平成20年規程第2号）第35条の規定を準用する。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。ただし、必要と認める場合は合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、大学院を置く他の大学との協議に基づき、学生に当該他の大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条又は第17条の2の規定による入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(授業科目の名称及び単位数等)

第26条 研究科における授業科目の名称、配当年次及び単位数は、別表のとおりとする。

2 その他履修に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずること

ができる。

- 3 疾病のため休学を願い出る者は、医師の作成する診断書を添付しなければならない。  
(休学期間)

第28条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、第11条の2に定める在学年限に算入する。  
(復学)

第29条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。  
(転学)

第30条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 外国の大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第34条第1項に規定する期間に含めることができる。
- 3 第1項の規定による留学により修得した単位の取扱いについては、学長が別に定める。  
(退学)

第32条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍することができる。

- (1) 第11条の2に定める在学年限を超えた者
- (2) 第28条の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料又は入学料の納入を怠り、催促してもなお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第33条の2 前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、学長は復籍を許可することができる。

- 2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5節 修了及び学位

(修了)

第34条 学長は、博士前期課程に2年(第17条又は第17条の2の規定により入学した者については、第18条第1項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表に定める授業科目を履修して別表に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 学長は、博士後期課程に3年(第17条又は第17条の2の規定により入学した者については、第18条第1項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表に定める授業科目を

履修して別表に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に3年（博士前期課程（他の大学院の修士課程又は博士課程のうち前期の課程を含む。）に2年以上在学し、当該課程を修了した者）にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「3年（博士前期課程（他の大学院の修士課程又は博士課程のうち前期の課程を含む。）に2年以上在学し、当該課程を修了した者）にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号、第3号、第4号又は第5号の規定に該当し博士後期課程に入学した場合の博士後期課程修了のための在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 学長は、第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により課程の修了を認定した者に対し修了証書を授与する。

（学位）

第35条 学長は、前条第1項の規定により課程の修了を認定した者に対し、修士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条第3項、第4項又は第5項の規定により課程の修了を認定した者に対し、博士の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6節 賞罰

（表彰）

第36条 学長は、表彰に値する行為のあった学生を表彰することができる。

（懲戒）

第37条 学長は、大学院学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第4章 研究生等

（研究生）

第38条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

（科目等履修生）

第39条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるとき

は、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することのできる者は、当該授業科目を履修するうえで十分な学力があると認められた者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第40条 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院を置く大学との協議に基づき、選考のうえ、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し単位を与えることができる。

(研修生)

第41条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学大学院に派遣の申し出のあるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第42条 学長は、外国人で本学大学院に留学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第43条 この章に規定するもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 入学検定料、入学料及び授業料

(授業料等)

第44条 入学検定料、入学料、授業料及び研修料に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第45条 本学大学院の学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第46条 本学大学院に、福利厚生に資するため、談話室その他の福利厚生施設を設ける。

## 第8章 その他

(委任)

第47条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成21年4月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月26日 理事長決裁）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月7日 理事長決裁）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年1月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年度における健康科学専攻博士前期課程の収容定員は30人とする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 第20条第1項に規定する授業科目は、平成28年度以前の入学生については、共通科目、専門支持科目及び専門科目とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成23年3月31日以前の入学生の在学年限は、第11条の2の規定にかかわらず平成31年3月31日限りとし、学長は、これを超えた者を除籍できるものとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、在学年限を延長することができる。

附 則

この学則は、令和2年1月15日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年度における健康科学専攻博士前期課程の収容定員は33人、健康科学専攻博士後期課程の収容定員は16人、令和9年度における健康科学専攻博士後期課程の収容定員は20人とする。

別表 7

博士前期課程 CNS コース、修士（社会福祉学）を選択する者以外の者（平成29年度以降令和4年度以前に入学する学生）

				授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要 目 覧	基 盤 科 目	一	研 究 基 礎 科 目 群	共通研究基礎科目	研究倫理	1 前	1	＜必要単位＞ 基盤科目から6単位以上 ※ただし、修士（看護学）を希望する者は「看護研究方法論」「看護倫理学」「看護理論特論」から2科目4単位以上必修
				質的研究方法論	1 後	1		
				Evidence-based Practice概論	1 前	1		
				Evidence-based Practice特論	1 後	1		
				学術英語読解	1 前	2		
				専 門 研 究 基 礎 科 目 群	看護研究方法論	1 前	2	
					看護倫理学	1 後	2	
					看護理論特論	1 前	2	
					社会福祉学研究特論Ⅰ（理論・歴史研究）	1 前	2	
					社会福祉学研究特論Ⅱ（制度・政策研究）	1 前	2	
			社会福祉学研究特論Ⅲ（ソーシャルワーク研究）		1 前	2		
			生 命 科 学 ・ 生 理 学 科 目 群	人体機能解剖学特論	1 後	2		
				病態生理学特論	1 前	2		
				神経科学特論	2 前	2		
				生化学特論	1 前	1		
				分子生物学特論	1 前	1		
			疫 学 ・ 統 計 学 科 目 群	疫学特論	1 前	2		
				統計学基礎	1 前	1		
				疫学・統計解析演習	1 後	2		
			ヘ ル ス テ ラ ン 科 目 群	健康情報論	1 前	2		
健康行動科学特論	1	2						
保健医療福祉人材育成論	1	2						

授業科目の名称				配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科	一	マ ネ ジ メ ン ト モ ジ ュ ー ル 保 健 ・ 福 祉 政 策	公衆衛生学特論	1 前	2	<必要単位> モジュール科目から8単位以上
			健康政策学特論	1 後	2		
			保健・医療・福祉サービスマネジメント	1 後	2		
			ヘルスプロモーション特論	1 後	2		
			ヘルスプロモーション演習	2 前	2		
			健康危機管理論	1 後	2		
			国際保健学	2 前	2		
			精神保健学演習	1 後	2		
			地域保健学演習	1 後	1		
			看 護 学 モ ジ ュ ー ル	I 実 践 看 護 学	臨床病態生理学特論	1 前	
	臨床薬理学特論	1 前	2				
	アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2				
	実践看護学特論I	1 前	2				
	実践看護学特論II	1 後	2				
	実践看護学演習I	1 後	2				
	実践看護学演習II	2 前	2				
	II 機 能 看 護 学	看護管理学	1 後	2			
	看護コンサルテーション	1 前	2				
	看護教育論	1 前	2				
	機能看護学特論I	1 前	2				
機能看護学特論II	1 後	2					
機能看護学演習I	1 後	2					
機能看護学演習II	2 前	2					
モ ジ ュ ー ル 社 会 福 祉 学	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4				
社会福祉学特論 I（地域福祉特論）	2 前	2					
社会福祉学特論 II（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4					
社会福祉学特論 III（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後	4					
社会福祉学特論 IV（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後	2					
社会福祉学特論 V（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4					
モ ジ ュ ー ル 理 学 療 法 科 学	理学療法基礎科学特論	1 前	1				
理学療法基礎科学演習	1 前	1					
理学療法臨床科学特論	1 前	1					
理学療法臨床科学演習	1 前	1					
理学療法健康・スポーツ科学特論	1 後	1					
理学療法健康・スポーツ科学演習	1 後	1					
理学療法地域展開科学特論	1 後	1					
理学療法地域展開科学演習	1 後	1					
モ ジ ュ ー ル 栄 養 ・ 食 品 学	食品栄養学特論	1 前	1				
応用栄養学特論	1 後	1					
応用栄養学演習	1 後	1					
健康栄養科学特論	1 後	2					
健康栄養科学演習	2 前	2					
特別研究				2	8	8 単位必修	
その他基盤科目、専門科目				1～2	8	8 単位以上	
計					30		

別表7  
博士後期課程（平成29年度以降令和7年度以前に入学する学生）

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考		
授 業	共通 科目	ヒューマンケア科学特論	1前	2	<必要単位> 共通科目から2単位以上		
		保健・医療・福祉学研究特論	1前	2			
		基礎健康科学研究特論	1前	2			
		看護学研究特論	1前	2			
科 目 の 概 要	専 門 科	保健シ・ス 医療ム・福 域社 政策	保健・医療・福祉政策システム領域特別講義Ⅰ	1	2	<必要単位> 特別講義Ⅰ・Ⅱ並びに特別演習および特別研究14単位必修	
			保健・医療・福祉政策システム領域特別講義Ⅱ	1～3	2		
			保健・医療・福祉政策システム領域特別演習	1～2	4		
			保健・医療・福祉政策システム領域特別研究	1～3	6		
	門 科	対 人 ケ ア 領 域 ネ ジ メ ン ト		対人ケアマネジメント領域特別講義Ⅰ	1		2
				対人ケアマネジメント領域特別講義Ⅱ	1～3		2
				対人ケアマネジメント領域特別演習	1～2		4
				対人ケアマネジメント領域特別研究	1～3		6
	目	基 礎 研 究 ・ 実 用 技 術 領 域		基礎研究・実用技術領域特別講義Ⅰ	1		2
				基礎研究・実用技術領域特別講義Ⅱ	1～3		2
				基礎研究・実用技術領域特別演習	1～2		4
				基礎研究・実用技術領域特別研究	1～3		6
	計				16		

別表 8

博士前期課程 修士（健康科学）を選択する者（令和5年度以降令和7年度以前に入学する学生）

		授業科目の名称		配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	基 礎 科 目 群	共通 研究 基礎 科目	医療倫理学	1 前	1	<必要単位> 基盤科目から6単位以上	
			質的研究方法論	1 後	1		
			調査研究方法論	1 前	1		
			Evidence-based Practice特論	1 後	1		
			学術英語読解	1 前	2		
			保健医療デジタルトランスフォーメーション特論	1	1		
			健康科学フィールド演習	1～2	2		
			看護研究方法論	1 前	2		
			看護倫理学	1 後	2		
			看護理論特論	1 前	2		
	専 門 研 究 基 礎 科 目 群	専門 研究 基礎 科目	社会福祉学研究特論Ⅰ（理論・歴史研究）	1 前	2		
			社会福祉学研究特論Ⅱ（制度・政策研究）	1 前	2		
			社会福祉学研究特論Ⅲ（ソーシャルワーク研究）	1 前	2		
			生命科学・ 生理学 科目群	人体機能解剖学特論	1 後		2
			病態生理学特論	1 前	2		
			神経科学特論	2 前	2		
疫 学 ・ 統 計 学 科 目 群	疫学・ 統計学 科目群	生化学特論	1 前	1			
		ゲノム情報学	1 前	1			
		疫学基礎	1 前	2			
		疫学演習	1 前	1			
ヘル スリ テシ ン 科 目 群	ヘルスリ テシ ン 科目群	医療統計学基礎	1 前	2			
		医療統計解析演習	1 後	1			
		健康情報論	1 前	2			
		健康行動科学特論	1	2			
		保健医療福祉人材育成論	1	2			
		地域医療社会学特論	1	2			

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
専 門 授 業 科 目 の 概 要 目	マ ネ ジ メ ン ト モ ジ ュ ー ル 保 健 ・ 福 祉 政 策 、 モ ジ ュ ー ル	公衆衛生学特論	1 前	2	<必要単位> 専門科目から8単位以上
		健康政策学特論	1 後	2	
		保健・医療・福祉サービスマネジメントⅠ	1 後	1	
		保健・医療・福祉サービスマネジメントⅡ	1 後	1	
		保健・医療・福祉サービスマネジメントⅢ	1 後	1	
		ヘルスプロモーション特論	1 後	2	
		ヘルスプロモーション活動演習	2 前	1	
		健康危機管理論	1 後	1	
		感染症管理論	1 後	1	
		国際環境保健学	2 前	2	
		産業・環境保健学特論	1	2	
		産業・環境保健学演習	1	1	
		精神保健学演習	1 後	1	
	地域保健協働実践演習	1 後	1		
	I 実 践 看 護 学 モ ジ ュ ー ル	臨床病態生理学特論	1 前	2	
		臨床薬理学特論	1 前	2	
		アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2	
		実践看護学特論Ⅰ	1 前	2	
		実践看護学特論Ⅱ	1 後	2	
		実践看護学演習Ⅰ	1 後	2	
実践看護学演習Ⅱ		2 前	2		
II 機 能 看 護 学 モ ジ ュ ー ル		看護管理学	1 後	2	
		看護コンサルテーション	1 前	2	
		看護教育論	1 前	2	
	機能看護学特論Ⅰ	1 前	2		
	機能看護学特論Ⅱ	1 後	2		
	機能看護学演習Ⅰ	1 後	2		
機能看護学演習Ⅱ	2 前	2			
モ ジ ュ ー ル 社 会 福 祉 学	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4		
	社会福祉学特論Ⅰ（地域福祉特論）	2 前	2		
	社会福祉学特論Ⅱ（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4		
	社会福祉学特論Ⅲ（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後	4		
	社会福祉学特論Ⅳ（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後	2		
社会福祉学特論Ⅴ（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4			
モ ジ ュ ー ル 理 学 療 法 科 学	理学療法基礎科学特論	1 前	1		
	理学療法基礎科学演習	1 前	1		
	理学療法臨床科学特論	1 前	1		
	理学療法臨床科学演習	1 前	1		
	理学療法健康・スポーツ科学特論	1 後	1		
	理学療法健康・スポーツ科学演習	1 後	1		
	理学療法地域展開科学特論	1 後	1		
	理学療法地域展開科学演習	1 後	1		
	理学療法教育学概論	1 前	2		
理学療法教育学特論	1 後	2			
モ ジ ュ ー ル 栄 養 ・ 食 品 学	食品栄養学特論	1 前	1		
	応用栄養学特論	1 後	1		
	応用栄養学演習	1 後	1		
	健康栄養科学特論	1 後	2		
	健康栄養科学演習	2 前	2		
特別研究		2	8	8 単位必修	
その他基盤科目、専門科目		1～2	8	8 単位以上	
計				30	

博士前期課程 修士（看護学）を選択する者（令和5年度以降令和7年度以前に入学する学生）

		授業科目の名称		配当年次	単位数	備考
授 業 科 目 の 概 要	基 礎 科 目 群	研 究 基 礎 科 目	医療倫理学	1前	1	6単位必修
			質的研究方法論	1後	1	
			調査研究方法論	1前	1	
			Evidence-based Practice特論	1後	1	
			学術英語読解	1前	2	
			保健医療デジタルトランスフォーメーション特論	1	1	
			健康科学フィールド演習	1～2	2	
			看護研究方法論	1前	2	
			看護倫理学	1後	2	
			看護理論特論	1前	2	
	生 命 科 学 ・ 生 理 学 科 目 群	専 門 研 究 基 礎 科 目	社会福祉学研究特論Ⅰ（理論・歴史研究）	1前	2	
			社会福祉学研究特論Ⅱ（制度・政策研究）	1前	2	
			社会福祉学研究特論Ⅲ（ソーシャルワーク研究）	1前	2	
			人体機能解剖学特論	1後	2	
			病態生理学特論	1前	2	
			神経科学特論	2前	2	
疫 学 ・ 統 計 学 科 目 群	疫 学 ・ 統 計 学 科 目 群	生化学特論	1前	1		
		ゲノム情報学	1前	1		
		疫学基礎	1前	2		
		疫学演習	1前	1		
ハ ル ス リ テ ラ ン ス 科 目 群	疫 学 ・ 統 計 学 科 目 群	医療統計学基礎	1前	2		
		医療統計解析演習	1後	1		
		健康情報論	1前	2		
		健康行動科学特論	1	2		
			保健医療福祉人材育成論	1	2	
			地域医療社会学特論	1	2	

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考		
授 業 科 目 の 概 要	専 門	マ ネ ジ メ ン ト モ ジ ユ ー ル 保 健 ・ 福 祉 政 策 、 モ ジ ユ ー ル	公衆衛生学特論	1 前	2		
			健康政策学特論	1 後	2		
			保健・医療・福祉サービスマネジメントⅠ	1 後	1		
			保健・医療・福祉サービスマネジメントⅡ	1 後	1		
			保健・医療・福祉サービスマネジメントⅢ	1 後	1		
			ヘルスプロモーション特論	1 後	2		
			ヘルスプロモーション活動演習	2 前	1		
			健康危機管理論	1 後	1		
			感染症管理論	1 後	1		
			国際環境保健学	2 前	2		
			産業・環境保健学特論	1	2		
			産業・環境保健学演習	1	1		
			精神保健学演習	1 後	1		
	地域保健協働実践演習	1 後	1				
	門	I 実 践 看 護 学	臨床病態生理学特論	1 前	2		「実践看護学」もしくは「機能看護学」 のいずれかの特論・演習から4科目・ 8単位を選択必修
			臨床薬理学特論	1 前	2		
			アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2		
			実践看護学特論Ⅰ	1 前	2		
			実践看護学特論Ⅱ	1 後	2		
			実践看護学演習Ⅰ	1 後	2		
実践看護学演習Ⅱ			2 前	2			
看護管理学			1 後	2			
II 機 能 看 護 学		看護コンサルテーション	1 前	2			
		看護教育論	1 前	2			
		機能看護学特論Ⅰ	1 前	2			
		機能看護学特論Ⅱ	1 後	2			
		機能看護学演習Ⅰ	1 後	2			
		機能看護学演習Ⅱ	2 前	2			
		モ ジ ユ ー ル 社 会 福 祉 学	基礎社会学特論（地域社会学特論・家族社会学特論）	1	4		
			社会福祉学特論Ⅰ（地域福祉特論）	2 前	2		
			社会福祉学特論Ⅱ（精神保健福祉特論・福祉心理学特論）	2 前	4		
社会福祉学特論Ⅲ（高齢者福祉特論・地域包括ケア特論）	1 後		4				
社会福祉学特論Ⅳ（貧困・生活困窮者対策特論）	1 後		2				
社会福祉学特論Ⅴ（医療福祉・精神障害者福祉特論）	2 前	4					
モ ジ ユ ー ル 理 学 療 法 科 学	理学療法基礎科学特論	1 前	1				
	理学療法基礎科学演習	1 前	1				
	理学療法臨床科学特論	1 前	1				
	理学療法臨床科学演習	1 前	1				
	理学療法健康・スポーツ科学特論	1 後	1				
	理学療法健康・スポーツ科学演習	1 後	1				
	理学療法地域展開科学特論	1 後	1				
	理学療法地域展開科学演習	1 後	1				
	理学療法教育学概論	1 前	2				
	理学療法教育学特論	1 後	2				
モ ジ ユ ー ル 栄 養 ・ 食 品 学	食品栄養学特論	1 前	1				
	応用栄養学特論	1 後	1				
	応用栄養学演習	1 後	1				
	健康栄養科学特論	1 後	2				
	健康栄養科学演習	2 前	2				
特別研究			2	8	8 単位必修		
その他基盤科目、専門科目			1～2	8	8 単位以上		
計				30			

博士前期課程 修士(社会福祉学)を選択する者(令和5年度以降令和7年度以前に入学する学生)

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	基 礎	医療倫理学	1前	1	5単位必修	
		医療統計学基礎	1前	2		
	学術英語読解	1前	2			
	盤	質的研究方法論	1後	1	2単位選択	
		Evidence-based Practice特論	1後	1		
	科	保健医療福祉人材育成論	1	2		
	目	社会福祉学研究特論Ⅰ(理論・歴史研究)		1前	2	2単位選択
		社会福祉学研究特論Ⅱ(制度・政策研究)		1前	2	
		社会福祉学研究特論Ⅲ(ソーシャルワーク研究)		1前	2	
	科	専 門 モ ジュール	基礎社会学特論(地域社会学特論・家族社会学特論)	1	4	10単位選択
			社会福祉学特論Ⅰ(地域福祉特論)	2前	2	
			社会福祉学特論Ⅱ(精神保健福祉特論・福祉心理学特論)	2前	4	
			社会福祉学特論Ⅲ(高齢者福祉特論・地域包括ケア特論)	1後	4	
			社会福祉学特論Ⅳ(貧困・生活困窮者対策特論)	1後	2	
社会福祉学特論Ⅴ(医療福祉・精神障害者福祉特論)		2前	4			
目	保健・福祉政策、 マネジメント モジュール	保健・医療・福祉サービスマネジメントⅠ	1後	1	2単位選択	
		保健・医療・福祉サービスマネジメントⅡ	1後	1		
		保健・医療・福祉サービスマネジメントⅢ	1後	1		
		精神保健学演習	1後	1		
特別研究		2	8	8単位必修		
その他基盤科目、専門科目		1~2	1			
計				30		

博士前期課程 修士（公衆衛生学）を選択する者（令和5年度以降令和7年度以前に入学する学生）

		授業科目の名称	配当年次	単位数	※区分	備考		
授 業 目 の 概 要	基 盤 科 目	目 研 究 基 礎 群 科	共通 研究 基礎 科目	医療倫理学	1前	1	⑥	<必要単位> 次の1、2の履修を満たすこと。 1 必修科目6単位 「疫学基礎（2単位）」 「医療統計学基礎（2単位）」 「医療統計解析演習（1単位）」 「Evidence-based Practice特論（1単位）」 計6単位 2 選択科目16単位 下記区分の③④⑤から各2単位以上を含み、計16単位 ※公衆衛生学修士コア領域区分 ① 疫学 ② 生物統計学 ③ 保健政策・医療管理学 ④ 環境産業保健学 ⑤ 社会行動科学 ⑥ その他基盤科目・専門科目
				質的研究方法論	1後	1	⑥	
		調査研究方法論	1前	1	⑥			
		Evidence-based Practice特論	1後	1	①			
		学術英語読解	1前	2	⑥			
		保健医療デジタルトランスフォーメーション特論	1	1	⑥			
		健康科学フィールド演習	1～2	2	⑥			
		生命科学・生理学 科目群	ゲノム情報学	1前	1	⑥		
		疫学・ 統計学 科目群	疫学基礎	1前	2	①		
			疫学演習	1前	1	①		
	ヘルスプロモーション 科目群	医療統計学基礎	1前	2	②			
		医療統計解析演習	1後	1	②			
		健康情報論	1前	2	⑤			
	専 門 科 目	マ ネ ジ メ ン ト モ ジ ュ ー ル 保 健 ・ 福 祉 政 策、	健康行動科学特論	1	2	⑤		
			保健医療福祉人材育成論	1	2	③		
地域医療社会学特論			1	2	⑥			
公衆衛生学特論			1前	2	③			
健康政策学特論			1後	2	③			
保健・医療・福祉サービスマネジメントⅠ			1後	1	③			
保健・医療・福祉サービスマネジメントⅡ			1後	1	③			
保健・医療・福祉サービスマネジメントⅢ			1後	1	③			
ヘルスプロモーション特論			1後	2	⑤			
ヘルスプロモーション活動演習			2前	1	⑤			
健康危機管理論	1後	1	④					
感染症管理論	1後	1	④					
国際環境保健学	2前	2	④					
産業・環境保健学特論	1	2	④					
産業・環境保健学演習	1	1	④					
精神保健学演習	1後	1	③					
地域保健協働実践演習	1後	1	③					
看護学 モジュール	看護管理学	1後	2	③				
特別研究			2	8		8単位必修		
		計		30				

博士前期課程 CNSコースを選択する者（令和5年度以降令和7年度以前に入学する学生）

授業科目の名称		配当年次	単位数	備考		
授 業 科 目 の 概 要	<がん看護学領域>					
	基 盤 科 目	看護研究方法論	1前	2	8単位選択	
		看護倫理学	1後	2		
		看護理論特論	1前	2		
	専 門	看護管理学	1後	2		
		看護コンサルテーション	1前	2		
		看護教育論	1前	2		
	臨 床 病 態 生 理 学 特 論	臨床病態生理学特論	1前	2		6単位必修
		臨床薬理学特論	1前	2		
		アドバンスト・ヘルスアセスメント	1前	2		
	門 の 科 目	がん看護学特論Ⅰ	1前	2	14単位必修	
		がん看護学特論Ⅱ	1後	2		
		がん看護学特論Ⅲ	1前	2		
		がん薬物療法看護論	1後	2		
		がん薬物療法看護演習	1後	2		
		緩和ケア論	1後	2		
		緩和ケア演習	1後	2	10単位必修	
がん看護学実習Ⅰ		1後	2			
がん看護学実習Ⅱ		2前	2			
がん看護学実習Ⅲ		2	2			
がん看護学実習Ⅳ	2	2	2単位必修			
がん看護学実習Ⅴ	2	2				
課題研究	2	2	2単位必修			
計			40			

※CNSコースは高度実践看護師（専門看護師）の認定条件に配慮した科目を設定している。

別表 9

博士前期課程 修士（健康科学）を選択する者（令和8年度以降に入学する学生）

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
授 業 科 目 の 概 要	基 盤	生命・研究倫理	1前	1	1単位必修 基盤科目から5単位以上選択
		質的研究方法論	1後	1	
		質的・混合研究方法論	1	1	
		調査研究方法論	1前	1	
		Evidence-based Practice特論	1後	1	
		科学研究の基礎	1前	1	
		学術英語読解	1前	1	
		Academic Writing & Presentation	1後	1	
		保健医療デジタルトランスフォーメーション特論	1	1	
		健康科学フィールド演習	1～2	2	
		特別講義	1～2	1	
		看護研究方法論	1前	2	
		看護倫理学	1後	2	
		看護理論特論	1前	2	
	社会福祉学研究方法論	1前	1		
	社会福祉政策・理論研究論	1前	1		
	ソーシャルワーク研究方法論	1前	1		
	科 目	生 命 科 学 ・ 生 理 学 科 目 群	人体機能解剖学特論	1後	2
			神経科学特論	1後	2
			生化学特論	1前	1
ゲノム情報学			1前	1	
疫 学 ・ 統 計 学 科 目 群		疫学基礎	1前	2	
		疫学演習	1後	1	
		保健医療福祉統計学基礎	1前	2	
		保健医療福祉統計解析演習	1後	1	
ハ ル ス リ テ ラ ン 科 目 群		健康情報論	1前	2	
		健康行動科学特論	1	2	
	人材育成教育支援論	2	2		
	地域保健医療福祉社会学特論	1	1		

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	専 門	保健・マ ネ・ジ メ 療 ン ト 福 祉 目 群 策	公衆衛生学特論	1 前	2	専門科目から8単位以上選択
			健康政策学特論	1 後	2	
			保健・医療・福祉サービスマネジメント	1 後	2	
			ヘルスプロモーション特論	1 後	2	
			健康危機管理論	1 後	1	
			感染症管理論	1 後	1	
			国際環境保健学	2 前	1	
			産業・環境保健学特論	1	2	
			産業・環境保健学演習	1	1	
			地域保健協働実践演習	1 後	1	
	門	看護学 科目 目 群	臨床病態生理学特論	1 前	2	
			臨床薬理学特論	1 前	2	
			アドバンスト・ヘルスアセスメント	1 前	2	
			看護管理学	1 後	2	
			看護コンサルテーション	1 前	2	
			看護教育論	1 前	2	
			国際看護論	2 前	1	
			看護学特論Ⅰ	1 前	2	
			看護学特論Ⅱ	1 後	2	
看護学演習Ⅰ			1 後	2		
看護学演習Ⅱ	2 前	2				
科	社会福 祉学 科目 目 群	家族介護特論	1 前	1		
		地域福祉特論	1 前	1		
		精神保健福祉特論	1 前	1		
		生活困窮と自立支援特論	1 後	1		
		子ども家庭福祉特論 (SSW)	1 後	1		
		司法福祉特論	1 後	1		
		社会福祉施設経営管理特論	1 後	1		
		地域包括ケア・介護保険政策特論	1 後	1		
		障害者福祉特論	1 後	1		
		医療福祉特論	1 後	1		
		ソーシャルワーク実践理論	1 前	1		
		ソーシャルワークトレーニング (多職種連携、ケーススタディ)	1 前	2		
		スーパービジョン実践論	1 後	1		
		フィールドワーク実践演習 (地域活動、ソーシャルキャピタル)	1 後	2		
社会福祉学特論Ⅰ	1 前	2				
社会福祉学特論Ⅱ	1 後	2				
社会福祉学特論Ⅲ	2 前	2				
社会福祉学特論Ⅳ	2 後	2				
目	理学療 法学 科目 目 群	理学療法基礎科学特論	1 前	1		
		理学療法基礎科学演習	1 前	1		
		理学療法臨床科学特論	1 前	1		
		理学療法臨床科学演習	1 前	1		
		理学療法健康・スポーツ科学特論	1 後	1		
		理学療法健康・スポーツ科学演習	1 後	1		
		理学療法地域展開科学特論	1 後	1		
		理学療法地域展開科学演習	1 後	1		
理学療法教育学特論	1 後	2				
群	栄養・食 品学 科目 目 群	国際栄養学	2 前	1		
		食品栄養学特論	1 前	1		
		応用栄養学特論	1 後	1		
		応用栄養学演習	1 後	1		
		健康栄養科学特論	1 後	2		
		健康栄養科学演習	2 前	2		
特別研究		2	8	8 単位必修		
その他基盤科目、専門科目		1～2	8	8 単位以上選択		
計			30			

博士前期課程 修士（看護学）を選択する者（令和8年度以降に入学する学生）

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考
授 業 科 目 の 概 要	基 礎 科 目 群	生命・研究倫理	1前	1	6単位必修
		質的研究方法論	1後	1	
		質的・混合研究方法論	1	1	
		調査研究方法論	1前	1	
		Evidence-based Practice特論	1後	1	
		科学研究の基礎	1前	1	
		学術英語読解	1前	1	
		Academic Writing & Presentation	1後	1	
		保健医療デジタルトランスフォーメーション特論	1	1	
		健康科学フィールド演習	1～2	2	
		特別講義	1～2	1	
		看護研究方法論	1前	2	
		看護倫理学	1後	2	
	看護理論特論	1前	2		
	社会福祉学研究方法論	1前	1		
	社会福祉政策・理論研究論	1前	1		
	ソーシャルワーク研究方法論	1前	1		
	生 命 科 学 ・ 生 理 学 科 目 群	人体機能解剖学特論	1後	2	
		神経科学特論	1後	2	
		生化学特論	1前	1	
ゲノム情報学		1前	1		
疫 学 ・ 統 計 学 科 目 群	疫学基礎	1前	2		
	疫学演習	1後	1		
	保健医療福祉統計学基礎	1前	2		
	保健医療福祉統計解析演習	1後	1		
ヘルシアテラー 科 目 群	健康情報論	1前	2		
	健康行動科学特論	1	2		
	人材育成教育支援論	2	2		
		地域保健医療福祉社会学特論	1	1	

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科	公衆衛生学特論	1前	2		
		健康政策学特論	1後	2		
		保健・医療・福祉サービスマネジメント	1後	2		
		ヘルスプロモーション特論	1後	2		
		健康危機管理論	1後	1		
		感染症管理論	1後	1		
		国際環境保健学	2前	1		
		産業・環境保健学特論	1	2		
		産業・環境保健学演習	1	1		
		地域保健協働実践演習	1後	1		
	科 目	看 護 学 科 目 群	臨床病態生理学特論	1前	2	8単位必修
			臨床薬理学特論	1前	2	
			アドバンスト・ヘルスアセスメント	1前	2	
			看護管理学	1後	2	
			看護コンサルテーション	1前	2	
			看護教育論	1前	2	
			国際看護論	2前	1	
			看護学特論Ⅰ	1前	2	
			看護学特論Ⅱ	1後	2	
			看護学演習Ⅰ	1後	2	
看護学演習Ⅱ	2前	2				
特別研究		2	8	8単位必修		
その他基盤科目、専門科目		1～2	8	8単位以上選択		
計				30		

博士前期課程 修士（社会福祉学）を選択する者（令和8年度以降に入学する学生）

研究コース

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考		
業 科 目	基 盤	生命・研究倫理	1前	1	5単位必修		
		保健医療福祉統計学基礎	1前	2			
		学術英語読解	1前	1			
	Academic Writing & Presentation	1後	1				
	質的研究方法論	1後	1				
	科	盤	質的・混合研究方法論	1	1	2単位選択	
			Evidence-based Practice特論	1後	1		
			科学研究の基礎	1前	1		
	目	科	特別講義	1～2	1		1単位選択
			人材育成教育支援論	2	2		
			社会福祉学研究方法論	1前	1		
			社会福祉政策・理論研究論	1前	1		
			ソーシャルワーク研究方法論	1前	1		
概 の 科 目	専	保健・医療・福祉政策、マネジメント科目群	保健・医療・福祉サービスマネジメント	1後	2	2単位必修	
		目	科	家族介護特論	1前	1	4単位選択
	地域福祉特論			1前	1		
	精神保健福祉特論			1前	1		
	生活困窮と自立支援特論			1後	1		
	子ども家庭福祉特論（SSW）			1後	1		
	司法福祉特論			1後	1		
	社会福祉施設経営管理特論			1後	1		
	地域包括ケア・介護保険政策特論			1後	1		
	障害者福祉特論			1後	1		
	医療福祉特論			1後	1		
	ソーシャルワーク実践理論			1前	1		
	ソーシャルワークトレーニング（多職種連携、ケーススタディ）			1前	2		
	スーパービジョン実践論			1後	1		
	フィールドワーク実践演習（地域活動、ソーシャルキャピタル）			1後	2		
	社会福祉学特論Ⅰ			1前	2		
	社会福祉学特論Ⅱ	1後	2				
社会福祉学特論Ⅲ	2前	2					
社会福祉学特論Ⅳ	2後	2					
要	特別研究		2	8	8単位必修		
	計			30			

博士前期課程 修士（社会福祉学）を選択する者（令和8年度以降に入学する学生）

実践課題コース

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
業 科 目	基 盤	生命・研究倫理	1前	1	5単位必修	
		保健医療福祉統計学基礎	1前	2		
		学術英語読解	1前	1		
	Academic Writing & Presentation	1後	1			
	質的研究方法論	1後	1			
	盤	質的・混合研究方法論	1	1	3単位選択	
		Evidence-based Practice特論	1後	1		
		科学研究の基礎	1前	1		
	科 目	特別講義	1～2	1	1単位選択	
		人材育成教育支援論	2	2		
		社会福祉学研究方法論	1前	1		
		社会福祉政策・理論研究論	1前	1		
			ソーシャルワーク研究方法論	1前	1	
目 の 概 要	専 門 科 目	保健・医療・福祉政策、マネジメント科目群	保健・医療・福祉サービスマネジメント	1後	2	2単位必修
		社会福祉学 科目群	家族介護特論	1前	1	3単位選択
	地域福祉特論		1前	1		
	精神保健福祉特論		1前	1		
	生活困窮と自立支援特論		1後	1		
	子ども家庭福祉特論（SSW）		1後	1		
	司法福祉特論		1後	1	6単位必修	
	社会福祉施設経営管理特論		1後	1		
	地域包括ケア・介護保険政策特論		1後	1		
	障害者福祉特論		1後	1		
	医療福祉特論		1後	1		
	ソーシャルワーク実践理論		1前	1		
	ソーシャルワークトレーニング（多職種連携、ケーススタディ）		1前	2		
	スーパービジョン実践論		1後	1		
	フィールドワーク実践演習（地域活動、ソーシャルキャピタル）		1後	2	8単位必修	
	社会福祉学特論Ⅰ		1前	2		
	社会福祉学特論Ⅱ	1後	2			
社会福祉学特論Ⅲ	2前	2				
		社会福祉学特論Ⅳ	2後	2		
	課題研究		2	2	2単位必修	
	計			30		

博士前期課程 修士（公衆衛生学）を選択する者（令和8年度以降に入学する学生）

		授業科目の名称	配当年次	単位数	※区分	備考	
授 業 科 目 の 概 要	基 盤 科 目	研究 基 礎 科 目 群	生命・研究倫理	1前	1	⑥	次の1、2の履修を満たすこと。 1 必修科目 「生命・研究倫理（1単位）」 「疫学基礎（2単位）」 「保健医療福祉統計学基礎（2単位）」 「保健医療福祉統計解析演習（1単 位）」 「Evidence-based Practice特論 （1単位）」 計7単位 2 選択科目 下記区分の③④⑤から各2単位以上を 含む計15単位 ※公衆衛生学修士コア領域区分 ① 疫学 ② 生物統計学 ③ 保健政策・医療管理学 ④ 環境産業保健学 ⑤ 社会行動科学 ⑥ その他基盤科目・専門科目
			質的研究方法論	1後	1	⑥	
			質的・混合研究方法論	1	1	⑥	
			調査研究方法論	1前	1	⑥	
			Evidence-based Practice特論	1後	1	①	
			科学研究の基礎	1前	1	⑥	
			学術英語読解	1前	1	⑥	
			Academic Writing & Presentation	1後	1	⑥	
			保健医療デジタルトランスフォーメーション特論	1	1	⑥	
			健康科学フィールド演習	1～2	2	⑥	
		特別講義	1～2	1	⑥		
		生命科学・生理学 科目群	ゲノム情報学	1前	1	⑥	
		疫学・ 統計学 科目群	疫学基礎	1前	2	①	
			疫学演習	1後	1	①	
			保健医療福祉統計学基礎	1前	2	②	
保健医療福祉統計解析演習	1後		1	②			
ヘルスリテラシー 科目群	健康情報論	1前	2	⑤			
	健康行動科学特論	1	2	⑤			
	人材育成教育支援論	2	2	③			
	地域保健医療福祉社会学特論	1	1	⑥			
専 門 科 目	保 マ 健 ネ ジ 医 メ 療 ン ト 福 科 社 目 政 群 策	公衆衛生学特論	1前	2	③		
		健康政策学特論	1後	2	③		
		保健・医療・福祉サービスマネジメント	1後	2	③		
		ヘルスプロモーション特論	1後	2	⑤		
		健康危機管理論	1後	1	④		
		感染症管理論	1後	1	④		
		国際環境保健学	2前	1	④		
		産業・環境保健学特論	1	2	④		
		産業・環境保健学演習	1	1	④		
		地域保健協働実践演習	1後	1	③		
	看護学 科目群	看護管理学	1後	2	③		
社会福祉学 科目群	精神保健福祉特論	1前	1	③			
栄養・食品学 科目群	国際栄養学	2前	1	④			
特別研究			2	8		8単位必修	
計				30			

博士前期課程 CNSコースを選択する者（令和8年度以降に入学する学生）

授業科目の名称		配当年次	単位数	備考	
授 業 科 目 の 概 要	<全領域共通>				
	基礎 科目	看護研究方法論	1前	2	8単位必修
		看護倫理学	1後	2	
	専門 科目	看護管理学	1後	2	
		看護コンサルテーション	1前	2	
		臨床病態生理学特論	1前	2	
		臨床薬理学特論	1前	2	
		アドバンスト・ヘルスアセスメント	1前	2	
	<がん看護学専攻>				
専 門 科 目	専 門 科	がん看護学特論Ⅰ	1前	2	14単位必修
		がん看護学特論Ⅱ	1後	2	
		がん看護学特論Ⅲ	1前	2	
		がん薬物療法看護論	1後	2	
		がん薬物療法看護演習	1後	2	
		緩和ケア論	1後	2	
	目	緩和ケア演習	1後	2	10単位必修
		がん看護学実習Ⅰ	1後	2	
		がん看護学実習Ⅱ	2	4	
		がん看護学実習Ⅲ	2	4	
<感染看護学専攻>					
専 門 科 目	専 門 科	感染看護学特論Ⅰ	1前	2	14単位必修
		感染看護学特論Ⅱ	1前	2	
		感染看護学特論Ⅲ	1後	2	
		感染看護学特論Ⅳ	1	2	
		感染看護学特論Ⅴ	1後	2	
		感染看護学演習Ⅰ	1	2	
	目	感染看護学演習Ⅱ	1	2	10単位必修
		感染看護学実習Ⅰ	1後	2	
		感染看護学実習Ⅱ	1後	3	
		感染看護学実習Ⅲ	2	4	
感染看護学実習Ⅳ	2	1			
<老年看護学専攻>					
専 門 科 目	専 門 科	老年看護学特論	1前	2	14単位必修
		老年健康評価特論	1後	2	
		老年医療学特論	1後	2	
		高齢者ケアシステム論	1後	2	
		老年看護援助特論	1後	2	
		認知症ケア特論	1前	2	
	目	老年実践看護論Ⅰ	1前	1	10単位必修
		老年実践看護論Ⅱ	1後	1	
		老年看護学実習Ⅰ	1後	3	
		老年看護学実習Ⅱ	2前	2	
老年看護学実習Ⅲ	2	3			
老年看護学実習Ⅳ	2	2			
課題研究		2	2	2単位必修	
計			40		

※CNSコースは高度実践看護師（専門看護師）の認定条件に配慮した科目を設定している。

※自身の専攻の科目を必修とする。

博士後期課程 (令和8年度以降に入学する学生)

		授業科目の名称	配当年次	単位数	備考	
授業科目の概要	共通科目	ヒューマンケア科学特論	1前	2	2単位以上選択	
		保健・医療・福祉学研究特論	1前	2		
		基礎健康科学研究特論	1前	2		
		看護学研究特論	1前	2		
		Global Health Science	1前	2		
	専門科目	保健シ・ス医療ム・領域福祉政策	保健・医療・福祉政策システム領域特別講義Ⅰ	1	2	所属領域の特別講義Ⅰ・Ⅱ並びに特別演習および特別研究計14単位必修
			保健・医療・福祉政策システム領域特別講義Ⅱ	1～3	2	
			保健・医療・福祉政策システム領域特別演習	1～2	4	
			保健・医療・福祉政策システム領域特別研究	1～3	6	
		対人ケアマネジメント領域	対人ケアマネジメント領域特別講義Ⅰ	1	2	
			対人ケアマネジメント領域特別講義Ⅱ	1～3	2	
			対人ケアマネジメント領域特別演習	1～2	4	
			対人ケアマネジメント領域特別研究	1～3	6	
		基礎研究領域・実用技術	基礎研究・実用技術領域特別講義Ⅰ	1	2	
			基礎研究・実用技術領域特別講義Ⅱ	1～3	2	
			基礎研究・実用技術領域特別演習	1～2	4	
基礎研究・実用技術領域特別研究	1～3		6			
計				16		

## 青森県立保健大学大学院履修規程

平成 20 年 4 月 1 日

規程第 110 号

(最終改正 令和 8 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森県立保健大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 26 条第 2 項の規定に基づき、授業科目の履修及び単位修得等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定された期間及び方法により履修登録を行わなければならない。

2 本学において既に単位を修得した授業科目は、履修することができない。

3 単位を修得できなかった者が、翌年度以降においてその授業科目の単位を履修しようとするときは、あらためて履修登録を行わなければならない。

(授業科目の名称、配当年次及び単位数)

第 3 条 授業科目の名称、配当年次及び単位数は、大学院学則別表のとおりとする。

(修了に必要な単位数)

第 4 条 学生は、本規程別表に定める数以上の単位を修得しなければならない。

(試験)

第 5 条 試験は、各授業科目の科目責任者又は科目担当者（以下「科目責任者等」という。）の責任のもとに行う。ただし、出席数が授業実施時間数の 3 分の 2 に満たない者は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第 6 条 成績の評価は、各授業科目の科目責任者等が、試験成績等を総合して判定する。

2 成績の表示は次の表のとおりとし、A、B 及び C を合格として所定の単位を与え、D を不合格とする。

評 価	評 点	合 否
A	80点 ~ 100点	合 格
B	70点 ~ 79点	
C	60点 ~ 69点	
D	59点以下	不 合 格

3 成績の評価に対する異議申立に関して必要な事項は、別に定める。

(試験時の不正行為)

第 7 条 試験において不正行為を行った者に対しては、当該学期の全授業科目の履修を無効とし、大学院学則第 37 条に規定する懲戒の対象とする。

(既修得単位の認定)

第 8 条 大学院学則第 25 条に規定する既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書（様式第 1 号）により、履修登録期間内に申請しなければならない。

2 学長は、前項の認定をしたときは、既修得単位認定通知書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

(GPA)

第9条 学長は学生に対し、第6条第2項の評点に基づくグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与するとともに、学期毎にグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を通知する。

2 GP及びGPAは次の計算式により算出するものとする。

GP (≧0、0.5未満は切捨て)	(評点－55) ÷ 10
GPA (小数点第3位以下は切捨て)	$\frac{\text{(科目のGP} \times \text{単位数) の合計}}{\text{履修登録単位数}}$

3 GPAの算定対象外科目は、既修得単位認定科目及び学外で単位取得する科目（単位互換科目）とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修及び単位修得等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日 理事長決裁)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月7日 理事長決裁)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

博士前期課程（平成29年度以降令和4年度以前に入学する学生）

・CNSコース、修士（社会福祉学）を選択する者以外の者

単位数				
計	基盤科目	専門科目	その他基盤科目、 専門科目	特別研究
30	6	8	8	8

・修士（社会福祉学）を選択する者

単位数				
計	基盤科目	専門科目	その他基盤科目、 専門科目	特別研究
30	9	12	1	8

・CNSコースを選択する者

がん看護専門看護師（がん看護学領域専攻）

単位数			
計	基盤科目・専門科目	専門科目	課題研究
40	14	24（実習10単位含む）	2

博士前期課程（令和5年度以降令和7年度以前に入学する学生）

・修士（健康科学）及び修士（看護学）を選択する者

単位数				
計	基盤科目	専門科目	その他基盤科目、 専門科目	特別研究
30	6	8	8	8

・修士（公衆衛生学）を選択する者

単位数			
計	基盤科目	基盤科目・専門科目	特別研究
30	6	16	8

・修士（社会福祉学）を選択する者

単位数				
計	基盤科目	専門科目	その他基盤科目、 専門科目	特別研究
30	9	12	1	8

・CNSコースを選択する者

がん看護専門看護師（がん看護学領域専攻）

単位数			
計	基盤科目・専門科目	専門科目	課題研究
40	14	24（実習10単位含む）	2

博士前期課程（令和8年度以降に入学する学生）

- ・修士（健康科学）及び修士（看護学）を選択する者

単位数				
計	基盤科目	専門科目	その他基盤科目、 専門科目	特別研究
30	6	8	8	8

- ・修士（社会福祉学）を選択する者  
研究コース

単位数				
計	基盤科目	専門科目	基盤科目・専門科目	特別研究
30	5	10	7	8

実践課題コース

単位数				
計	基盤科目	専門科目	基盤科目・専門科目	課題研究
30	5	16	7	2

- ・修士（公衆衛生学）を選択する者

単位数			
計	基盤科目	基盤科目・専門科目	特別研究
30	7	15	8

- ・CNSコースを選択する者

単位数			
計	基盤科目・専門科目	専門科目	課題研究
40	14	24 (実習10単位含む)	2

博士後期課程（平成29年度以降に入学する学生）

単位数			
計	共通科目	専門科目	特別研究
16	2	8	6



(様式第2号)

年 月 日

殿

青 森 県 立 保 健 大 学 長

既 修 得 単 位 認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり認定します。

記

単位を認定した科目名	単位数	備 考
計 科目	単位	

## 青森県立保健大学学位規程

平成20年4月1日

規程第106号

(最終改正 令和6年4月30日)

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県立保健大学学則第50条第2項及び青森県立保健大学大学院学則第35条第3項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 青森県立保健大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

(学位の申請)

第4条 修士又は博士の学位を申請しようとする者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書（様式第1号の1又は第1号の2）に修士論文（課題研究論文）又は博士論文（以下「学位論文」という。）を添えて、学長に申請するものとする。

2 学位申請書は、博士前期課程に1年以上、博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。ただし、大学院学則第34条第1項及び第3項に定める優れた業績を上げた者についてはこの限りではない。

3 学長は、論文審査のため必要があるときは、他の参考資料を提出させることができる。

(学位申請の受理及び審査の付託)

第5条 学長は、学位の申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託する。

2 受理した学位論文等は返還しない。

(審査委員会)

第6条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された主査1名及び副査2名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

(審査期間)

第7条 学位論文の審査及び最終試験は、学位申請者の在学期間内に終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、直ちにその結果に学位授与の可否についての意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第9条 研究科委員会は前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議し、

議決を行う。

2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位の授与)

第10条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、卒業証書 学位記(様式第2号)又は学位記(様式第3号又は第4号)を交付して学位を授与する。

2 学長は、修士又は博士の学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第12条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に報告するものとする。

(専攻分野の付記)

第14条 第10条の規定により授与する学位には、学士の学位にあつては別表1、修士の学位にあつては別表2、博士の学位にあつては別表3の専攻分野の名称を付記する。

(学位の名称)

第15条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「青森県立保健大学」と付記する。

(学位授与の取消)

第16条 本学の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があつたときは、学長は学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て学位を取り消し、卒業証書 学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月21日から施行し、令和5年度以降に入学する者から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月30日から施行する。

別表1（第14条関係）

学科の名称	専攻分野の名称
看護学科	看護学
理学療法学科	理学療法学
社会福祉学科	社会福祉学
栄養学科	栄養学

別表2（第14条関係）

研究科の名称	専攻分野の名称	専攻分野の名称（英文）
健康科学研究科 健康科学専攻 (博士前期課程)	健康科学	Health Sciences
	看護学	Nursing
	社会福祉学	Social Welfare
	公衆衛生学	Public Health

別表3（第14条関係）

研究科の名称	専攻分野の名称	専攻分野の名称（英文）
健康科学研究科 健康科学専攻 (博士後期課程)	健康科学	Health Sciences

## 備考

別表2（第14条関係）中の専攻分野の名称は、青森県立保健大学大学院学則（平成20年規程第3号）別表に定める所定の単位を修得した者の学位に付記する。

学位 (修士) 申請書

年 月 日

青森県立保健大学長 殿

健康科学研究科健康科学専攻  
学籍番号  
氏 名

青森県立保健大学学位規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記書類を添えて、  
修士 ( 学 ) の学位を申請します。

記

1 研究課題

2 提出書類

(1) 修士論文 (課題研究論文) 部

(2) 修士論文要旨 (課題研究論文要旨) 部

((3) 関係資料 部)

学位 (博士) 申請書

年 月 日

青森県立保健大学長 殿

健康科学研究科健康科学専攻  
学籍番号  
氏 名

青森県立保健大学学位規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記書類を添えて、  
博士 (健康科学) の学位を申請します。

記

1 研究課題

2 提出書類

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 博士論文   | 部  |
| (2) 博士論文要旨 | 部  |
| (3) 個人調書等  | 部  |
| (4) 副論文    | 部  |
| (5) 学会発表要旨 | 部  |
| ((6) 関係資料  | 部) |

第 号

卒業証書 学位記

氏 名  
年 月 日生

本学健康科学部〇〇学科において所定の課程を修めて本学  
を卒業したことを認め、学士（〇〇）の学位を授与する

令和 年 月 日

青森県立保健大学

学 長 氏

名 印

研第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
<p>本学大学院健康科学研究科健康科学専攻の博士前期課程 において所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格した ことを認め、修士（〇〇）の学位を授与する</p>	
令和 年 月 日	
青森県立保健大学	
学 長 氏	名 印

Degree Number:

Aomori University of Health and Welfare  
Graduate School of Health Sciences

Hereby Confers upon

Name

The Degree of

Master of

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements

and Successful Completion of a Master's Thesis

for a Major in Health Sciences

at the Graduate School of Health Sciences

, President

Aomori University of Health and Welfare

	研博第	号
学 位 記		
	氏	名
	年 月	日生
<p>本学大学院健康科学研究科健康科学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格したことを認め、博士（〇〇）の学位を授与する</p>		
	令和	年 月 日
青森県立保健大学		
学 長 氏		名 印

Degree Number:

Aomori University of Health and Welfare  
Graduate School of Health Sciences

Hereby Confers upon

Name

The Degree of

Doctor of Philosophy in Health Sciences

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation

for a Major in Health Sciences

at the Graduate School of Health Sciences

, President

Aomori University of Health and Welfare

公立大学法人青森県立保健大学研究倫理規程

平成 20 年 4 月 1 日  
規 程 第 126 号  
(最終改正 令和 8 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森県立保健大学の教員、大学院生等（以下「研究者」という。）が人を対象とした研究（以下「研究」という。）について、ヘルシンキ宣言及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 5 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「指針」という。）に準拠し、倫理的配慮を行った研究を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(研究対象者の人権等への配慮)

第 2 条 研究者は、具体的な研究活動において、研究の対象となる者（以下「研究対象者」という。）に対して、人格、人権を尊重し、十分な説明を行い、約束を守り、負担及びリスクを最小化しなければならない。

(研究責任者)

第 3 条 研究者が研究を実施しようとするときは、その研究に係る業務を統括する者（以下「研究責任者」という。）を定めなければならない。研究者が大学院生の場合は、指導教員を研究責任者とする。

(研究代表者)

第 4 条 一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究（以下「多機関共同研究」という。）を実施する場合、複数の研究機関の研究責任者を代表する研究代表者を定めなければならない。

(研究者等)

第 5 条 研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。）に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属する者以外であって、次に掲げるいずれかの者は除く。

- (1) 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者
- (2) 既存試料・情報の提供のみを行う者
- (3) 委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者

(研究者等の基本的責務)

第 6 条 研究者等は、次の基本的責務を負う。

- (1) 研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
- (2) 法令、指針等及び公立大学法人青森県立保健大学（以下「本学」という。）の規程（以下「法令等」という。）を遵守し、当該研究の実施について研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の審査及び青森県立保健大学学長（以下「学長」という。）の承認を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。
- (3) 研究を実施するに当たっては、原則として、あらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。
- (4) 研究対象者又はその代諾者等（以下「研究対象者等」という。）及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等（以下「相談等」という。）に適切かつ迅速に対応しなければならない。
- (5) 研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。

- (6) 地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等及び当該地域住民等を対象に、研究の内容及び意義について説明し、研究に対する理解を得るよう努めなければならない。
- (7) 研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長及び研究責任者に報告しなければならない。
- (8) 研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

(研究計画書に関する手続き)

第7条 研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。

- 2 研究責任者は、前項の研究計画書の作成又は変更に当たっては、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう考慮しなければならない。また、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小化する対策を講じなければならない。
- 3 多機関共同研究を実施する研究責任者は、当該多機関共同研究として実施する研究に係る業務を代表するため、当該研究責任者の中から、研究代表者を選任しなければならない。
- 4 研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で一の研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- 5 研究責任者は、研究に関する業務の一部について委託しようとする場合には、当該委託業務の内容を定めた上で研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- 6 研究責任者は、研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 7 研究責任者は、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって通常の診療を超える医療行為を伴うものを実施しようとする場合には、当該研究に関連して研究対象者に生じた健康被害に対する補償を行うために、あらかじめ、保険への加入その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

(学長の承認)

第8条 研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ、学長の承認を受けなければならない。

(研究倫理審査の申請等)

第9条 研究責任者は、前条の承認を受けようとするときは、研究倫理審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を委員会に提出し、申請内容の適否その他の事項について委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の委員会による一括した審査を求めなければならない。
- 3 前項の規程に基づき、多機関共同研究に係る研究計画書について、本学以外で一括審査が行われた場合、研究責任者は、研究実施承認申請書（様式第2号）を学長に提出し、学長の承認を受けなければならない。なお、学長は、研究実施承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。
- 4 研究責任者は、多機関共同研究について、第2項によらず個別の委員会の意見を聴く場合に

は、共同研究機関における研究の実施の許可、他の委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報についても当該委員会へ提供しなければならない。

5 第1項の申請書には、指針に準拠した研究計画書、研究対象者への説明書、同意書、質問紙等審査に必要な書類を添付しなければならない。なお、研究計画書の様式は、別に定める。

6 申請者は、第1項の申請を取り下げるときは、研究倫理審査申請取下書（様式第4号）を速やかに委員会に提出しなければならない。

（審査）

第10条 委員会は、意見を求められた日から1か月以内に、研究の倫理的及び科学的観点から審査を行うものとする。

2 委員会の委員は、自らが関わる研究に係る申請の審査に関与することができない。

（判定）

第11条 委員会は、前条第1項の審査を終了したときは、次の区分により判定を行う。

(1) 非該当

(2) 承認

(3) 条件付き承認（修正した内容を速やかに委員会へ提出することを条件とするもの）

(4) 再審査

(5) 不承認

2 前項第1号の判定を受けた場合は、学長の承認を要しない。

3 第1項第2号の判定を受けた場合は、当該研究を行うことができる。

4 第1項第3号の判定を受けた場合は、修正した内容を委員会に提出し、委員長の確認を受けた後、当該研究を行うことができる。

5 第1項第4号の判定を受けた場合は、再度申請をし、学長の承認を受けない限り、当該研究を行ってはならない。

6 第1項第5号の判定を受けた場合は、当該研究計画書による研究を行うことはできない。

（審査結果及び通知）

第12条 委員会は、前条第1項の判定を行ったのち、次に掲げる事項を記載した研究倫理審査結果報告書（様式第5号）を速やかに学長に提出するものとする。

(1) 判定区分

(2) 判定の理由

(3) 判定区分が前条第1項第3号の判定である場合は、条件等の内容

2 学長は、前項の報告を踏まえ、審査結果通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

（異議の申立て）

第13条 申請者は、前条第2項の審査結果に異議のあるときは、学長に対し、異議の申立てを行うことができる。

2 異議の申立ては、異議を申し立てる旨及びその理由を記載した申立書に、根拠となる資料を添えて行わなければならない。

（研究計画書の変更）

第14条 研究責任者は、研究計画書を変更しようとするときは、研究計画書変更承認申請書（様式第7号）により、あらかじめ、学長の承認を受けなければならない。

2 前項の手続きは、第9条から前条までを準用する。

（報告義務等）

第15条 研究責任者は、研究を終了したときは、その旨及び研究の結果概要を記載した研究終了報告書（様式第8号）を遅滞なく学長に提出しなければならない。

2 研究責任者は、研究を中止するときは、研究中止報告書（様式第9号）を遅滞なく学長に提出しなければならない。

- 3 研究責任者は、研究計画書に定めるところにより、研究の進捗状況及び当該研究の実施に伴う有害事象の発生状況を、原則として審査の承認を受けた年度から、毎年度末に研究実施状況等報告書（様式第10号）により、学長に報告しなければならない。ただし、研究の性質により毎年度末の報告が困難な場合は、研究計画書に報告頻度及びその理由を明記し、当該計画に基づき報告するものとする。
- 4 学長が必要と認めたときは、研究責任者に研究の経過報告を求めることができる。研究責任者は、報告を求められたときは、直ちに研究実施状況等報告書（様式第10号）により、報告しなければならない。

（研究対象者から同意を得る方法）

第16条 研究責任者は、研究対象者等にあらかじめ、原則として次の事項について説明を行い、研究対象者等の自由意思による同意を得なければならない。ただし、委員会の意見を受けて学長が許可した事項については、この限りでない。

- (1) 研究の名称及び当該研究の実施について学長の承認を受けている旨
- (2) 当該研究対象者に係る研究協力機関の名称、既存試料・情報の提供のみを行う者の氏名及び所属する機関の名称並びに全ての研究責任者の氏名及び研究機関の名称
- (3) 研究の目的及び意義
- (4) 研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間
- (5) 研究対象者として選定された理由
- (6) 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益
- (7) 研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨（研究対象者等から撤回の内容に従った措置を講ずることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由を含む。）
- (8) 研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨
- (9) 研究に関する情報公開の方法
- (10) 研究対象者等の求めに応じて、他の研究者対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法
- (11) 個人情報等の取扱い（加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）
- (12) 試料・情報の保管及び廃棄の方法
- (13) 研究の資金源その他の研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益その他の研究者等の研究に係る利益相反に関する状況
- (14) 研究により得られた結果等の取扱い
- (15) 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応
- (16) 外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、当該外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- (17) 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
- (18) 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、他の治療方法等に関する事項
- (19) 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応
- (20) 侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容

(21) 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法

(22) 侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うもの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料・情報を閲覧する旨

(23) その他必要な事項

2 研究責任者が前項の同意を得る場合は、研究対象者等に対して、研究への協力を拒否し、又は途中で参加を取り止めることができる自由を保障しなければならない。また、研究への協力の拒否又は中断により、研究対象者等が何ら不利益を被ることがないことを、研究対象者等に明示し、伝えなければならない。

3 研究責任者又は研究者が研究対象者等に対して影響力のある立場にあるときは、公募の方法を採用するなど、任意性の確保について特段の注意を払わなければならない。

4 インフォームド・コンセントに際しての口頭、説明文書等による研究対象者等への説明は、分かりやすく、可能な限り専門的な言葉を用いずに行わなければならない。

なお、研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者は、次の各号に掲げる全ての事項に配慮した上で、文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法によりインフォームド・コンセントを受けることができる。

(1) 研究対象者等に対し、本人確認を適切に行うこと。

(2) 研究対象者等が説明内容に関する質問をする機会を確保し、かつ、当該質問に十分に答えること。

(3) インフォームド・コンセントを受けた後も第1項の規定による説明事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること。

5 未成年者等を研究対象者とする場合は、その代諾者からもインフォームド・コンセントを受けなければならない。代諾者から同意を得る方法は、前各項を準用する。ただし、生命科学・医学系研究以外で研究の実施に侵襲を伴わない場合は、委員会の意見を聴取した上で学長が許可したときは、その方法を緩和することができる。

6 研究対象者に謝礼品を支給する場合は、研究責任者以外でも事務の遂行に必要な限度で青森県立保健大学内部において個人情報を利用する場合があります。公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成20年規程第45号）により適正な取扱いが確保されることを伝えなければならない。

（研究の中止又は変更の勧告等）

第17条 委員会は、研究の途中で、研究責任者又は研究者の不誠実な対応等の倫理上の問題が生じた場合は、研究の中止又は計画の変更を学長に上申しなければならない。

2 学長は、前項の上申があった場合には、研究責任者に対し、研究の中止又は計画の変更を勧告するものとする。

3 研究対象者等は、当該研究に関して人権を侵害される等の倫理上の疑問について、委員会に直接問い合わせをし、又は申し出をすることができる。

4 委員会は、前項の申し出があった場合には、当該申し出について速やかに審議しなければならない。

5 委員会は、前項の審議終了後、審議結果を速やかに当該研究対象者等に通知するとともに学長に報告しなければならない。

（研究倫理審査証明）

第18条 学長の承認を受けて行った研究の研究倫理審査証明を希望する研究者は、研究倫理審査証明書交付願（様式第11号）を提出し、研究倫理審査証明書（様式第12号）の交付を受けることができる。

（その他）

第19条 本規程によらないものに関し必要な事項については、指針によるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年5月11日から施行する。

（申請に関する規定の整理に伴う経過措置）

2 平成22年4月1日からこの規程の施行の日の前日までに改正前の規程の規定により行われた申請、審査若しくは判定又はこれらのための手続は、改正後の規程の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の規定により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に改正前の規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

3 この規程施行の日以降の研究開始であって、施行の日前に委員会が審査する研究は、改正前の規程を適用する。

4 この規程施行の日前においても、第7条第2項の規定の例により、研究計画書様式を定めることができる。この場合において、当該研究計画書様式の添付義務は、規程の施行の日か

ら生じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年9月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

3 この規程施行の日以降の研究開始であって、施行の日前に委員会が審査する研究は、改正前の規程を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年9月29日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

3 この規程施行の日以降の研究開始であって、施行の日前に委員会が審査する研究は、改正前の規程を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年9月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

3 この規程施行の日以降の研究開始であって、施行の日前に委員会が審査する研究は、改正前の規程を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の規程により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

3 この規程施行の日以降の研究開始であって、施行の日前に委員会が審査する研究は、改正前の規程を適用する。



<p>9 研究協力機関 ※研究協力機関とは、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し（侵襲[軽微な侵襲を除く]を伴う試料の取得は除く）、研究機関に試料・情報の提供のみを行う機関をいう。</p>	<p>研究協力機関名：（ ）</p> <p>※研究者等は、研究協力機関を介して当該研究のために新たに試料・情報を取得する場合においても、試料・情報の取得前までに自ら説明事項を記載した文書によりインフォームド・コンセントを受け、また、研究協力機関においては、当該手続きが行われていることを確認しなければならない。倫理指針ガイダンス第4章第8参照</p>
<p>10 試料・情報の収集方法 該当するものすべてを■にすること</p>	<p><input type="checkbox"/>自記式質問紙    <input type="checkbox"/>web入力    <input type="checkbox"/>面接    <input type="checkbox"/>身体計測    <input type="checkbox"/>直接観察</p> <p><input type="checkbox"/>臨床・生理学的検査（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>既存資料の収集    <input type="checkbox"/>診療記録（カルテ等）から収集</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※侵襲性のある検査の場合には、詳しく記載すること。</p> <p><input type="checkbox"/>本学外との試料・情報の授受</p>
<p>11 研究対象者の同意取得の方法 該当するものを■にすること</p>	<p>オプトイン <input type="checkbox"/>文書等によるインフォームド・コンセントを取得 <input type="checkbox"/>「適切な同意」を受ける。（同意文書以外の明示的な同意を得る。）</p> <p>オプトアウト <input type="checkbox"/>通知又は公開し、かつ、拒否機会を保障する。 <input type="checkbox"/>インフォームド・コンセント等を受ける手続きを行わない。 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>代諾者からのインフォームド・コンセントあり <input type="checkbox"/>インフォームド・アセントあり</p>
<p>12 個人情報の取扱い 該当するものを■にすること</p>	<p><input type="checkbox"/>加工しない個人情報</p> <p><input type="checkbox"/>個人識別符号が含まれる個人情報</p> <p><input type="checkbox"/>要配慮個人情報（信条、社会的身分、診療録、レセプト、健診の結果等）</p> <p><input type="checkbox"/>仮名加工情報（氏名の代わりに仮IDを付して加工する等、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないように加工した情報）</p> <p><input type="checkbox"/>匿名加工情報（個人を特定できるような項目を削除するなどして、特定の個人を識別できないような形にし、しかも元の個人情報を復元できないように加工した情報）</p> <p><input type="checkbox"/>個人関連情報（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報のいずれにも該当しない生存する個人に関する情報）</p> <p><input type="checkbox"/>個人情報を含まない情報のみ</p>
<p>13 添付書類 添付されているものすべてを■にし、資料番号を記載すること</p> <p>（アンケート調査の場合、著作権の承諾の該当箇所にチェックする）</p>	<p><input type="checkbox"/>研究計画書（別に定める様式）</p> <p><input type="checkbox"/>協力依頼文（施設用）                      <input type="checkbox"/>協力承諾書（施設用）</p> <p><input type="checkbox"/>協力依頼文（個人用）                      <input type="checkbox"/>同意書（個人用）</p> <p><input type="checkbox"/>募集チラシ・広告等                      <input type="checkbox"/>研究内容の詳しい説明資料</p> <p><input type="checkbox"/>調査（記録）用紙                      <input type="checkbox"/>面接ガイド</p> <p><input type="checkbox"/>著作権の承諾【<input type="checkbox"/>有    <input type="checkbox"/>無（<input type="checkbox"/>オリジナル<input type="checkbox"/>フリー）】</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
<p>14 研究倫理FD研修会の受講の有無 ※受講した研修会の開催年度も記載すること。</p>	<p>研究責任者 <input type="checkbox"/>受講した（      年度開催）                      <input type="checkbox"/>受講していない</p> <p>研究者（大学院生の場合） <input type="checkbox"/>受講した（      年度開催）                      <input type="checkbox"/>受講していない</p>

整理番号	※
------	---

※記入しないこと。

## 研究実施承認申請書

年 月 日提出

青森県立保健大学学長 殿

研究責任者  
所 属  
職・氏名

下記の研究の実施について申請いたします。

記

- 1 研究の名称
- 2 研究代表者
- 3 倫理審査委員会の名称
- 4 審査結果通知日
- 5 承認番号

※ 研究責任者が記載し、3の倫理審査委員会の審査結果通知書及び研究実施計画書など承認時の倫理委員会への提出資料一式を添付してください。

研究実施承認通知書

年 月 日

研究責任者  
所 属  
職・氏名 殿

青森県立保健大学  
学長

【承認する場合】

申請のあった件についての結果を、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 研究の名称
- 3 申請事項 倫理委員会審査結果通知書（ 年 月 日付）のとおり
- 4 結 果 実施を承認

【承認しない場合】

（理由を記載）により承認しないこととします。

研究倫理審査申請取下書

年 月 日提出

青森県立保健大学学長 殿

研究責任者  
所 属  
職・氏名

年 月 日付けで申請しました下記の研究については、申請を取り下げます。

記

- 1 研究の名称
- 2 取下げの理由

## 研究倫理審査結果報告書

年 月 日提出

青森県立保健大学学長 殿

青森県立保健大学研究倫理委員会  
委員長

年 月 日付けで研究倫理委員会の意見を求められていた研究倫理審査申請については、別紙「審査一覧表」のとおり報告します。

様式第5号（第12条関係）別紙

年度第 回審査一覧表														
整理番号	区分	所属等	研究責任者 (大学院生)	分類	研究の名称	収受 月日	審査 月日	審査結果					判定の理由・条件等の内容	備考
								承 認	条件付	再審査	不承認	非該当		

※この様式は、A4横長とする。

審査結果通知書

年 月 日

研究責任者 殿

青森県立保健大学  
学長

承認番号

研究の名称

研究者名（大学院生の場合）

上記研究計画を、 年 月 日の研究倫理委員会で審査し、下記のとおり判定したので、  
通知します。

記

- 1 判定結果
- 2 その理由
- 3 申請者への条件等

※ 条件付き承認の場合の連絡事項

「修正した内容を委員会に提出し、委員長の確認を受けた後、当該研究を行うことができる。」

研究計画書変更承認申請書

年 月 日提出

青森県立保健大学学長 殿

研究責任者  
所 属  
職・氏名

研究計画書を次のとおり変更したいので、変更後の研究倫理審査申請書及び研究計画書を添えて、申請します。

1 研究の名称

2 研究者（大学院生の場合） 課程 年 氏名

3 研究分担者 所属 職・氏名

4 承認番号及び年月日 承認番号 年 月 日

5 変更の概要

(1) 内容

(2) 理由

研究終了報告書

年 月 日提出

青森県立保健大学学長 殿

研究責任者  
所 属  
職・氏名

次のとおり、研究を終了したので、報告します。

- 1 研究の名称
- 2 研究者（大学院生の場合）                      課程      年   氏名
- 3 研究分担者    所属      職・氏名
- 4 承認番号及び年月日                                  承認番号                                  年   月   日
- 5 今後の公表の予定とその方法

※ 研究報告書を添付すること。

研究中止報告書

年 月 日提出

青森県立保健大学学長 殿

研究責任者  
所 属  
職・氏名

次のとおり、研究を中止するので、報告します。

- 1 研究の名称
- 2 研究者（大学院生の場合）                      課程      年    氏名
- 3 研究分担者                                      所属      職・氏名
- 4 承認番号及び年月日                      承認番号                      年    月    日
- 5 中止の理由

研究実施状況等報告書

年 月 日提出

青森県立保健大学学長 殿

研究責任者  
所 属  
職・氏名

次のとおり、研究の実施状況等を報告します。

1 研究の名称

2 研究者（大学院生の場合） 課程 年 氏名

3 研究分担者 所属 職・氏名

4 承認番号及び年月日 承認番号 年 月 日

5 研究の実施状況

※ 「研究の進捗状況（実施症例数や解析された試料・情報の数等を含む）、その他問題の発生の有無及び状況」、「試料・情報の保管の方法」、「他機関への試料・情報の提供状況」等について記載（介入や侵襲を伴う場合は「有害事象の発生の有無及び状況」も追記）のこと。

※ 人体から取得された試料及び情報等を使用する場合、その管理状況についても記載のこと。

6 研究計画書からの逸脱

※ 有の場合は内容を記載のこと。

有 ・ 無

研究倫理審査証明書交付願

年 月 日提出

青森県立保健大学学長 殿

所 属  
職・氏名

下記の研究に係る研究倫理委員会の審査に関する証明が必要なので、証明書の交付をお願いします。

記

- 1 研究の名称
- 2 研究責任者（所属・職・氏名）
- 3 承認番号及び年月日

※ 不明の場合は、承認を受けた年度を記載してください。

## 研究倫理審査証明書

- 1 研究の名称
  
- 2 研究責任者（所属・職・氏名）
  
- 3 承認番号
  
- 4 承認年月日

上記の研究は、本学研究倫理委員会において審査し、承認していることを証明します。

年 月 日

青森市大字浜館字間瀬 58-1

青森県立保健大学

学長

印

## 青森県立保健大学大学院再入学規程

令和 2 年 1 月 15 日

規 程 第 1 号

(最終改正 令和 2 年 9 月 23 日)

(趣旨)

第 1 条 青森県立保健大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条の2の規定に基づく再入学に関する取扱は、この規程の定めによるものとする。

(再入学資格)

第 2 条 再入学を志願できる者は、大学院学則第34条第 1 項又は第 3 項の規定により修了した者又は第 32条の規定により退学した者とする。

2 再入学は、同一課程において、1 回に限りこれを認める。

(出願手続)

第 3 条 再入学を志願する者（以下「再入学志願者」という。）は、指定する期日までに、所定の入学検定料に次の各号に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 在籍期間証明書（青森県立保健大学大学院（以下「本学大学院」という。）の学長が発行したもの）
- (2) 学業成績証明書若しくはこれに類するもの（本学大学院の学長が発行したもの）
- (3) 在学中に使用していた本学大学院の授業要項（シラバス等）
- (4) 履歴書
- (5) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第 4 条 前条の再入学志願者に対しては、面接の成績その他研究科委員会が必要と認めた事項により当該入学志願領域において審査し、研究科委員会において選考を行う。

(再入学年次及び在学すべき年数)

第 5 条 再入学を許可された者の再入学年次及び在学すべき年数は、退学時の成績状況等により、学長が当該志願領域の代表の意見を聴き、研究科委員会の議を経て決定する。

(既修得単位の認定)

第 6 条 再入学を許可された者の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。





青森県立保健大学大学院